

鳥取県立むきばんだ史跡公園管理業務委託仕様書

この仕様書は、鳥取県立むきばんだ史跡公園（以下「史跡公園」という。）の管理業務等を実施するための仕様を示すものである。指定管理者は、業務の遂行に当たり公の施設としての性格を十分認識し、日常又は定期的に必要な保守・点検業務を行い、快適な施設環境を作るとともに、各種機器類の性能を常に最良の状態に維持し、故障の予防、設備の恒久化に努めるものとする。

また、魏志倭人伝に描かれた弥生の国邑を彷彿させる国内最大級の弥生時代の集落遺跡である妻木晩田遺跡（以下「遺跡」という。）を県民の誇るべき歴史遺産として次世代に確実に引き継いでいくとともに、遺跡の魅力を鳥取県の内外に発信し、遺跡の適切な保存及び活用を図り、もって県民の文化向上に資するため史跡公園の普及啓発、情報発信に努めるものとする。

第1 共通事項

- 1 所長その他の県職員（以下「所長等」という。）と密接に連携を図りながら、公の施設であることを念頭において、公平な利用を確保しながら管理運営を行うこととし、正当な理由なくして特定の団体等に有利あるいは不利になる運営をしないこと。
- 2 利用者及び来園者（以下「利用者等」という。）が安全かつ快適に施設を利用できるよう、また各施設の機能が最大限に発揮されるように適正な管理運営を行うとともに、効率的な運営による経費の節減に努めること。
- 3 体験型の教育施設として弥生体験活動及び古代歴史教育を推進し、歴史・文化に関する教育の場を児童、生徒等に提供すること。
- 4 利用者等の意見を管理運営に反映させ、利用者等の満足度を高めていくとともに、施設や整備された史跡公園の環境を活用し、効果的な広報・PR、活用事業等の実施により、利用の促進に努めること。
- 5 地元の観光事業者、観光施設、関係団体、ボランティア及び関係自治体との連携により、妻木晩田遺跡を主とした歴史・文化を情報発信し、ビジターセンターとしての役割の発揮に努めること。
- 6 危機管理について、所長等と密接に連携を図り、利用者等の安全を図ること。
- 7 史跡公園の管理運営業務を行うにあたって、関係法令を遵守すること。特に史跡指定地内における現状変更には留意すること。

第2 指定管理業務に関する事項

- 1 指定管理業務を実施する場所
鳥取県立むきばんだ史跡公園（西伯郡大山町妻木他）
- 2 指定管理業務に係る基本事項
 - (1) 史跡公園の維持管理（知事が別に定めるものを除く。）に関する業務を行う。
 - (2) 史跡公園の活用及び情報発信に関する業務を行う。
 - (3) (1)、(2)に掲げるもののほか、鳥取県立むきばんだ史跡公園の設置及び管理に関する条例（以下「条例」という。）第3条に掲げる事務のうち知事が別に定める業務を行う。
 - (4) 県と指定管理者の役割分担は「別表 鳥取県と指定管理者の役割分担」とおりとする。
- 3 施設利用に係る管理業務
 - (1) 史跡公園の施設の利用の許可
管理施設の利用の許可について、条例第10条第1項の規定に基づき、別途定める鳥取県立むきばんだ史跡公園管理規則（以下「規則」という。）により、次のいずれかに該当する場合を除き利用の許可を行うこと。

また、条例第10条第3項の規定に基づき、管理上必要があると認めるときは利用許可に条件を付すること。

ア 公の秩序を乱し、又は善良の風俗を害するおそれがあると認められるとき。

イ 史跡公園の施設設備を毀損し、若しくは汚損し、又はそれらのおそれがあると認められるとき。

ウ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に掲げる暴力団その他集団的に又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認められるとき。

（2）利用の制限

条例第13条第3項の規定に基づき、次の行為をした者又はそのおそれのある者に対して、史跡公園への入園を拒み、又は史跡公園からの退去を命ずることができること。

ア 史跡公園の施設設備又は展示物その他の資料を毀損し、若しくは汚損し、又はそのおそれのある行為をすること。

イ 指定管理者の指定する場所以外の場所において喫煙し、又は火を使用すること。

ウ 指定管理者の許可を受けないで竹木を伐採し、又は植物を採取すること。

エ 動物を捕獲し、又は殺傷すること。

オ 土地の形質を変更すること。

カ 指定管理者の許可を受けないで物品を販売すること。

キ 公開されていない区域に進入すること。

ク 空き缶、空き瓶その他のごみを捨てること。

ケ 他人に迷惑を及ぼし、又はそのおそれのある行為をすること。

コ アからケのほか知事が別に定める行為

（3）利用の許可の取消し

管理施設の利用許可について、条例第15条の規定に基づき、以下のいずれかに該当すると認めるときは、利用の許可を取り消すことができること。

ア 条例又は条例に基づく処分に違反したとき。

イ 利用許可若しくは行為許可を受けた目的以外の目的に利用し、又はそのおそれがあるとき。

ウ 利用許可又は行為許可の条件に違反したとき。

エ 詐欺その他不正の行為により、利用許可又は行為許可を受けたとき。

オ アからエの他史跡公園の管理上支障がある行為をし、又はそのおそれがあるとき。

（4）配置人員等

指定管理者は以下の人数の職員を確保し、史跡公園に常駐させ、業務を効率的に実施するために必要な業務執行体制を組織すること。各業務に配置する職員は、その内容に応じて必要な知識、技能を有する者であること。ア、イいずれかの者は、甲種防火管理者の資格を有する者であること。なおガイダンス棟の受付には、開館時間中常時各1名以上の職員数を配置すること。

ア 総括責任者 1名

（ア）指定管理業務及び施設の安全衛生管理の総括責任者。指定管理者の現場代理人を兼ねる。

（イ）集客施設の運営業務及び管理業務についての十分な知識を有すること。

イ 総務、施設・設備管理担当 1名以上

（ア）指定管理業務に係る庶務及び施設の安全衛生、職員の福利厚生、施設・設備の維持管理等に係る事務を担当する者。

（イ）担当業務に係る十分な知識を有する者であること。

ウ 受付担当 2名以上

（ア）ガイダンス棟で受付業務及び来場者サービス業務を行う者。

エ 史跡管理員 2名以上

(ア) 史跡公園内の日常的な巡視を行い、遺跡及び植生等の維持管理作業（以下「維持管理作業」という。）上、必要な措置や修繕、維持管理作業の指揮、監督及び公園の開閉門等の業務を担当する者。

(イ) 担当業務に係る十分な知識と技術を有する者であること。

オ 維持管理作業員 8名以上

(ア) 史跡公園の維持管理等に係る作業を行う者。

(イ) 担当業務において必要な知識と技術を有する者であること。

カ 活用、情報発信担当 3名以上

(ア) 活用事業及び情報発信事業において企画、運営を行う者。

(イ) 活用業務に係る十分な知識と実技指導の能力を有する者であること。

(ウ) 情報発信業務に係る十分な知識とwebサイトやSNSによる情報発信や印刷物編集についての実務能力を有する者であること。

(エ) 弥生体験・講座・イベント等の補助、弥生体験用具のメンテナンス、体験学習に伴う畑作業、シルバーカーの運行及び介助等の補助、図書・資料などの整理及び配架、その他史跡公園の運営上必要な作業を行う者。

(5) 施設の受付・案内等

ア 指定管理者は、利用者への対応、電話での問合せ等について、適切な対応を行うこと。

イ 施設の利用等について、利用者、住民等から要望・苦情があった場合は、適切な対応するとともに、改善の措置を講じることとし、それらの内容を所長等に速やかに報告すること。

(6) 服装

ア 職員の服装は、利用者に対し清潔感を与えるものを基本とし、史跡公園の職員であることを表すロゴデザイン等を印字した統一デザインのTシャツ、ジャケット（ジャンパー）等を用意し、着用すること。

施設のイメージに合うカラー、デザインを提案し、制作にあたり知事の承認を得ること。

イ 業務時間中は名札を着用すること。

(7) 措置命令

史跡公園の適正な管理運営を図るために必要があると所長が認め、利用者等に対し必要な措置を命じた場合、指定管理者はその措置命令の実施に協力すること。

(8) 緊急時の対応

ア 指定管理者は、所長等と協議の上、災害等緊急時の利用者の避難、誘導、安全確保、必要な通報等についての対応マニュアルを作成し、緊急事態の発生時には所長等に報告の上適確に対応すること。

イ 利用者、来場者の急な病気、けが等に対応できるよう、近隣の医療機関等と連携し、適確に対応すること。

ウ 次のいずれかに該当する場合には、史跡公園の使用について県の指示に従わなければならない。

(ア) 地震等の災害、武力攻撃事態等及び存立危機事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律（平成15年法律第79号）第1条に規定する武力攻撃事態等（以下「武力攻撃事態等」という。）、感染症のまん延その他これらに類する状況への対処として、史跡公園を閉場し、又は、住民の避難、救援若しくは災害対応のために使用する必要があると県が認めるとき。

(イ) 史跡公園について、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）第148条の規定により県が避難施設として指定をしようとするとき。

(ウ) 史跡公園について、大山町から、大山町地域防災計画に基づく住民の避難、救援又は災害対応に要する施設としての指定に係る同意の申し出があったとき。

エ ウの県の指示に従う場合において、管理費の取扱いその他必要な事項については、県及び

指定管理者が協議の上、決定する。

オ 地震等の災害に関する警戒情報、武力攻撃事態等に関する警報等が発せられた場合等において、県民の安全の確保のために史跡公園を閉場する必要があると県が認めるときは、速やかに当該施設を閉場すること。

4 収支状況の管理

(1) 収支帳簿の作成及び証憑書類の整理・保存

収入支出に係る帳簿を作成するとともに、証憑書類を整理し、これらを指定期間終了後5年間保存すること。

5 指定期間終了後の引継業務

指定管理者は、指定期間終了後又は指定の取消し等により、業務を引き継ぐ際は、円滑かつ支障なく史跡公園の業務を遂行できるよう次期指定管理者へ引継ぎを行うとともに、必要なデータ等を遅滞なく次期指定管理者へ提供すること。

第3 史跡公園の維持管理に関する事項

指定管理者が行う最低限の維持業務は、次のとおりとする。その他、次の事項に留意して以下に示す施設及び設備の保守・管理業務を行い、必要な措置を講ずること。

- ・利用者等が快適に利用できる環境を維持し、並びに施設及び設備の利用促進を図ること。
- ・施設及び設備の機能及び環境を維持すること。
- ・関係法令を遵守すること。

1 業務概要

(1) ガイダンス施設等の維持管理に関する業務

ア 建築物等施設及び関連する設備の保守管理業務

施設運営に支障をきたさないよう、**別紙1**（むきばんだ史跡公園 ガイダンス施設等建築物に係る施設設備の保守管理業務仕様書）により施設、設備の保守管理を行うこと。また、事故、故障が発生した場合は、記録（日誌・記録表等）を作成し、5年間保管すること。

イ 設備機器の運転・監視、運転記録の作成

設備の取扱い方法に習熟し、適正な運転操作、監視を行うこと。また、運転状況等について運転記録を作成するとともに、電力、水道の使用状況を把握し記録すること。

ウ 機械警備

外部委託により機械警備を行う場合であっても、異常発生時には速やかに対応できるようにすること。機械警備設備の点検等については、警備委託先と協議の上、適切に実施すること。

エ エネルギー経費の削減

設備機器の稼働に当たっては、環境に配慮した適正な運転を行うとともに、エネルギー経費の削減に努めること。

オ 清掃業務

別紙2（むきばんだ史跡公園 清掃業務委託仕様書）により清掃を行うこと。

なお、清掃業務の実施回数等については、様式2-1で提案を行った提案内容に従って実施すること。

(2) 洞ノ原地区、妻木山地区、妻木新山地区、仙谷地区、松尾頭地区、松尾城地区等の維持管理業務

基本計画に示された史跡公園の理想的な状態を維持できるよう当該地区の施設、設備、植生環境を適切に維持管理し、利用者等が快適に見学、散策等できるように当該地区内の環境の保全を適切に実施すること。詳細については「別紙3」（むきばんだ史跡公園の維持管理等作業の業務）を参照すること。

ア 巡視

日常的な巡視により快適な環境が保たれていることを確認し、必要に応じ適切な処置を行うこと。

イ 看板等の設置物、史跡内施設の管理

（ア）利用者が快適に利用できるよう、適切な衛生管理を行うこと。

（イ）破損等があった場合は速やかに所長等へ報告し修繕すること。

ウ 植生管理業務

下記のとおり遺跡地内の植生の管理業務を行う。詳細については「別紙4」（むきばんだ史跡公園 植生管理業務委託仕様書）、「別紙4-1」（むきばんだ史跡公園 草刈業務委託仕様書）、「別紙4-2」（むきばんだ史跡公園 芝生・樹木等管理業務委託仕様書）を参照すること。

（ア）草刈業務（芝刈を含む。）

（イ）芝生管理業務

（ウ）樹木等管理業務

エ 施設内の除雪

積雪により下記の状態となった場合は、少なくとも、駐車場、駐車場への進入路、玄関前通路、妻木山地区及び洞ノ原地区における公開エリアの管理道及び遊歩道については、除雪を実施すること。

（ア）利用者等の利用に支障をきたす場合。

（イ）駐車場に車両が進入できない場合。

オ 施設・設備の保守管理業務

「（1）ガイダンス施設等の維持管理に関する業務、ア建築物等施設及び関連する設備の保守管理業務」の記載内容に準じる。

カ 設備機器の運転操作及び監視業務

「（1）ガイダンス施設等の維持管理に関する業務、イ設備機器の運転・監視、運転記録の作成」の記載内容に準じる。

キ 衛生管理業務（清掃等）

「別紙2」（むきばんだ史跡公園 清掃業務委託仕様書）により清掃を行うこと。

（3）史跡公園全体に係る維持管理業務及び留意事項

史跡公園の安全で衛生的な環境の保持に必要な業務を以下のとおり適切に実施すること。

ア 修繕業務

施設、設備及び備品（以下「施設等」という。）を正常に保持し、適正な利用に供するよう日常的な保守点検を行い、施設等の保全に努めると共に、部品交換や施設等の修繕を行う。

指定管理者の負担により行う業務の範囲は基本的に以下のとおりであり、施設等の損傷又は不具合を発見した場合は、速やかに施設等の安全性及び安定的な利用を確保するために必要な応急処置を行うこと。

（ア）日常的な管理で必要となる消耗品又は部品の交換

（イ）発注1件当たり50万円未満の施設等の修繕（改良など現状復旧以外の方法による場合は、あらかじめ所長を経由して知事に協議すること。）

（ウ）施設の現場状況等を確認し、知事が管理上必要と判断した修繕内容のうち、指定管理者に指示するもの

上記以外の修繕については、指定管理者が修繕箇所を調査の上、所長を経由して知事に報告を行うものとする。知事は、対応について指定管理者と協議した上で、管理上修繕が必要であると判断したものについて、県の負担による修繕を実施する。

なお、修繕情報の記録については、県の負担で修繕した場合も含め、指定管理者において修繕内容、写真等を整理の上、保管し、指定管理期間終了時に次期指定管理者に引き継ぎを行うこと。

※「修繕」とは、施設等の劣化若しくは損傷部分又は機器の性能若しくは機能を実用上支障のない状態まで回復させることをいう。

※「発注1件」とは、修繕内容、修繕の要因、施工時期などを勘案し、同一業種の業者に発注するものをいう。

イ 修繕業務（県の負担により行うもの）

発注1件当たり50万円以上の施設等の修繕については、県との協議により、必要に応じて修繕計画を策定すること。

ウ 備品の管理

※備品とは、性質、形状を変えることなく長期間にわたって継続使用に耐える物品及び長期間にわたって保存しようとする物品のうち、取得価格が10万円以上のものをいう。

(ア) 指定管理者は、施設の運営に支障を来さないよう、備品の維持管理を適切に行い必要な修繕を速やかに行うこと。

(イ) 知事は、別途提示する「県貸付物品対象一覧」に記載する備品等について、指定管理者と別途貸付契約を締結し、指定管理者へ無償で貸し付けること。

ただし、貸し付けた備品は、所長等も使用できるものとする。

(ウ) 指定管理者は、知事の所有に帰属する備品が不用となった場合には、知事に返還すること。

(エ) 知事が指定管理料による購入を指示した備品及び(ウ)により備品の数量等に異動があった場合及び知事が新たに備品を貸与した場合は、県が提示した備品台帳により整理すること。

(オ) 知事が貸与した備品及び知事が指定管理料による購入を指示した備品は知事の所有に帰属し、指定管理者の判断により購入した備品は指定管理者の所有に帰属するものであること。

(カ) 知事が貸付を行う備品のうち、自動車については、上記のほか、次の点についても留意すること。

a 交通法規の遵守、交通事故の防止及び安全運転を行うとともに、県民の信頼を損なわないよう使用すること。

b 自動車検査証の有効期間満了前に、道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第62条の規定による継続検査を受検すること。

c 交通事故により第三者に与えた損害は、任意保険への加入により、指定管理者が損害を賠償すること。

d b及びcのほか、事故による修繕に必要となる経費は、指定管理者の負担とすること。

(キ) 知事が貸付を行う備品のうち、電動アシスト自転車及び給茶機については、上記のほか利用者が安心・安全に利用できるよう、日常点検を怠らないことはもとより、年1回以上は専門業者による点検及び所要の整備を行うこととし、この場合において必要となる経費は、指定管理者の負担とする。

エ 防犯・防火に係る業務

史跡公園における事件・事故の防止及び被害の拡大防止、違法又は不法行為の排除に努め、もって史跡公園の安全かつ円滑な運営に資する業務を行う。

- (ア) 開園時間内においては園内巡視により、不審者・不審車両・不審物等の発見、火の元・消火器等の点検及び放置物の除去等避難動線の確保などを適切に行うこと。
- (イ) 開閉時間の内外を問わず、異常を発見した場合は、初期消火活動など適切な処置を行い、消防署、警察署及び所長等又は指定する緊急連絡者へ通報及び連絡をすること。
- (ウ) 防火責任者を選任し、県と指定管理者の合同による防火体制の整備を図るとともに、火災発生時において施設利用者等の避難誘導を適切かつ円滑に行えるよう、消防署の指導のもと、平素より避難訓練を実施すること。
- (エ) 防火対象物について年1回以上、消防署の立入検査を受けること。
- (オ) 事件・事故発生時に施設利用者等を適切に保護し、避難誘導するための計画を県と協議の上、策定すること。併せて消防署の指導のもと職員を対象とした救急救命講習を実施すること。
- (カ) 利用者等の入場、退出を適切に管理すること。
- (キ) 施設については、外部委託により機械警備を行い、異常発生を感知した時には、その異常の状況を的確かつ迅速に把握し、施設の安全を維持するための最良の措置を実施すること。

オ 廃棄物処理業務

史跡公園内で発生する廃棄物を、事業所排出ごみとして定められた処理方法によって適正に処理すること。

カ 物品の保守管理に関する業務

- (ア) 施設の運営に支障を来さないように物品の管理を行うこと。
- (イ) 管理は物品台帳に基づき行い、必要に応じて更新すること。
- (ウ) 県の求めに応じ、物品の現在高及び異動状況を報告すること。
- (エ) 破損、不具合が生じたときには所長等へ報告すると共に、必要に応じて修繕すること。

キ 保険の加入

(ア) 利用者等の事故等に対応するため、施設・設備の不備や管理上のかし、業務の遂行中の不注意により利用者等に損害を与えた場合（人身事故や物損事故が発生した場合）に指定管理者が負担する賠償金を担保する保険に加入すること。加入する保険は、史跡公園のすべての施設、敷地区域を対象とするもので、その補償内容が次に掲げる要件を満たすものとする。

- ①対人賠償限度額 1名につき100,000,000円以上
1事故につき100,000,000円以上
- ②対物賠償限度額 1事故につき5,000,000円以上
- ③免責各々1事故につき1,000円以下

(イ) 県及び指定管理者が主催する事業の参加者の事故等（（ア）により加入する保険では補填対象とならないもの）に対応するための傷害保険に加入すること。

(ウ) 利用者等に無料で貸出している電動アシスト自転車については、利用中の事故に対応するため、傷害保険に加入すること。加入する保険は、その補償内容が次に掲げる要件を満たすものとする。

- ①死亡・後遺障害 1名あたり1,000,000円以上
- ②入院 1名1日あたり1,500円以上
- ③通院 1名1日あたり1,000円以上

ク 県内発注

管理業務の実施に当たっては、対象経費、金額等にかかわらず県内事業者への発注に努めなければならないが、特に委託、工事請負を発注する場合は原則として県内事業者へ発注すること。

なお、事業計画書に記載していない委託、工事請負を県外事業者へ発注する必要がある場合は、あらかじめ県に協議して承認を受けること。

ケ 障がい者又は高齢者の就労機会の確保

障がい者、高齢者（65歳以上）の就労機会の確保、拡大を図るため、以下の事項に留意すること。

(ア) 障がい者及び高齢者の直接雇用に努めることとし、事業計画書に障がい者及び高齢者の雇用計画を可能な範囲で記載すること。

(イ) 障がい者就労施設及びシルバー人材センター等からの物品、役務の調達に努めることとし、事業計画書に障がい者就労施設及びシルバー人材センター等への業務委託計画を可能な範囲で記載すること。

コ 事故が発生した場合の報告及び公表

(ア) 指定管理の施設、設備等に関する事故が発生し、公表を行う場合は、個人情報保護や警察からの捜査上の要請、その他特別の事情がある場合を除き、原則として事故発生の情報について、できる限り速やかに実施すること。

なお、状況等により指定管理者が対応できない場合は、県の所管課が公表を行うことがある。

(イ) 指定管理者は、報告、公表について速やかな対応を行うため、非常時の連絡体制について、上位者への連絡が困難な場合の対応なども含めて点検を行い、適切な体制を整備すること。

(ウ) 指定管理者は、事故等の発生時において、対応に疑義を生じた場合は速やかに所管課に報告し、その指示を仰ぐこと。

サ 電力の調達

指定管理施設における電力調達については、今後3年間の電気利用金の支払金額の見込み（予定価格）により、次のとおり対応するよう努めること。

ただし、予定価格が20万円に満たない場合はこの限りではない。

なお、この取扱いは、県の運用に準じて定めているものであり、一般競争入札の方法による電力調達が可能な場合においては、当該方法によって電力調達を行うことを妨げるものではないこと。

また、県内事業者への発注機会の増大や県産品の利用促進を図るため、電力調達の際は一般競争入札の参加資格要件に県内事業者であることを設定したり、随意契約時に県内事業者からも見積りを取るなど、積極的な発注に取り組むこと。

予定価格	電力調達の対応
160万円超	現在の契約期間が終了するまでに自動更新契約を行うことなく、一般電気事業者及び特定規模電気事業者を対象とした一般競争入札の方法により電力調達の契約を締結する。
160万円以下	随意契約の方法により契約できるが、原則として合い見積り方法により電力調達の契約を締結する。

シ AED（自動体外式除細動器）の管理

(ア) 県は、利用者等が突然の心停止に陥った場合の救命活動が円滑に行われることを目的としてAEDを配置しており、指定管理者は、職員又は非医療従事者が常時使用することができるよう管理を行うこと。

※AED（自動体外式除細動器）の概要

突然の心停止者の心臓リズムを調べ、蘇生のための電気ショックが必要かどうか自動で判断し、電気ショックを与えることができる医療機器

(イ) 指定管理者は、次のとおり維持管理を行うこと。

a AEDを常時使用できるよう、年1回以上定期点検すること。

b AEDを使用した後においては、次回以降使用できることを確認すること。次回の使用ができないとき又はそのおそれのあるときは、県に報告し、その指示に従うこと。

- c 指定管理者は、AEDを使用するための講習会を受講した職員を常時1名以上配置すること。
- ス 行政財産の使用許可の取扱い
- (ア) 県、指定管理者（県の承認を受けた場合のみ。）以外の者が、史跡公園に施設、その他の工作物等を設置する場合は、行政財産使用許可が必要であり、引き続き県が許可を行う。行政財産使用許可について問合せ等があった場合は、速やかに県に引き継ぐこと。
- なお、県が許可を行うに当たっては、指定管理者に事前に連絡し、必要な調整等を行うこととする。
- (イ) 史跡公園の公有財産について、県が事業を行う上で必要と認めるものについては、指定管理者以外の者に使用許可を行う場合がある。
- (ウ) 県が（ア）の業務に必要とする資料等の提出を指定管理者に求めた場合は、誠意をもって協力し、及び対応すること。
- セ 環境に配慮した施設運営
- 利用者等の利便性や適切な管理の実施に配慮しつつ、冷暖房、散水等において、エネルギー資源の効率化に努めなければならない。
- また、管理運営上使用する文具や用紙等についても、可能な限り再生原料を使用した製品を利用するなど、省資源に努めること。
- ソ 喫煙対策
- 史跡公園の建物内は原則禁煙とし、必要に応じて建物外に分煙対策が施された喫煙コーナーを設置すること。
- タ 特許権、実用新案権、意匠権等の取扱い
- 指定管理者は、管理運営に当たり、特許権法等により第三者の権利対象となっている手法等を用いる場合は、指定管理者が必要な手続きをし、経費を負担すること。
- チ 関係書類の整備
- 業務に当たり、業務記録、作業記録等の関係書類を作成し、指定期間終了後5年間保管すること。
- ツ 指定期間終了後の引継業務
- 指定管理者は、指定期間の終了又は指定の取消等により、次期指定管理者へ業務を引き継ぐ際は、円滑かつ支障なく本施設の業務を遂行できるよう、引継ぎを行うとともに、必要なデータ等を遅滞なく提供すること。
- テ 守秘義務の遵守
- 指定管理者は業務上知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。指定管理期間終了後も同様とする。
- ト 各種法定届出
- 危険物、大気汚染防止、水質汚濁防止、建築物における衛生的環境確保等に関する各種届出を必要に応じて行うこと。
- ナ 施設利用者の利便性を確保するため、利用料金、物販・飲食等の支払方法の一つとしてキャッシュレス決済に対応すること。
- ニ その他、県が必要と認める業務を適切に実施すること。

第4 史跡公園活用促進業務に関する事項

史跡公園の利用促進を図るため、**別紙5**（史跡公園活用促進業務仕様書）及び様式2-2で提案を行った提案内容に従い、史跡公園の魅力や開催イベント等についての情報発信を行うとともに、来場者へのサービスの充実に努め、満足度の高い活用事業を企画、実施すること。

1 「とっとり弥生の王国情報創造」に係る情報発信事業

史跡公園の魅力を高め、利用促進を図るため、『国史跡妻木晩田遺跡 整備活用基本計画』の「第3部 整備活用基本計画 第6章 活用の場の提供に関する計画」及び『国史跡青谷上寺地遺跡 整備活用基本計画（詳細化）報告書』の「第IV章 活用基本計画 第3節 活用計画」における関連部分（以下、「活用計画」という。）に基づく情報の発信や活用等事業の実施について所長等と連携するとともに、その一部を指定管理者が企画、運営し、充実したサービス、満足度の高い活用メニューを利用者等に提供すること。また、とっとり弥生の王国情報発信におけるむきばんだ史跡公園の取組全般に関する情報発信について提案を行い、実施すること。

(1) Webページの制作と運営、SNSを活用した情報発信

ア 情報発信用のWebページを新たに作成し、積極的な運用を図ること。また、SNS（Facebook、Twitter、YouTube、Instagram等）による情報発信を積極的かつ頻繁に行うとともに、多数のフォロワーの獲得を目指して、内容の充実に努めること。

イ 各施設のホームページの管理にとどまらず、Google Map等一般県民等が利用をされることが想定されるツールについても最新情報となるように管理を行うこと。

なお、情報編集のための権限については県から各施設に権限を付与するが、必要なアカウント等は指定管理者が準備すること。

(2) 史跡公園の広告及び各種イベントのポスター、チラシ、リーフレット等の作成

ア 効果的な広告を提案し実施すること。

イ 各種イベントのポスター、チラシ、リーフレット等の作成を行い、所長等と連携して効果的かつ効果的な配布・掲示を行うこと。

(3) その他情報発信等に係る業務

ア 博物館、史跡公園、埋蔵文化財センターをはじめ、歴史、文化財、自然史などを扱う関連施設や研究機関との相互連携を図り、効果的な情報発信を図ること。

イ 県内外各地で開催される各種イベントと相互乗り入れするなど、活用事業の出張に積極的に取り組むこと。

ウ 鳥取県が実施するイベント等の情報についても一体的に情報発信し、効果的な誘客を図ること。

2 「弥生文化を体感する」及び「弥生文化と地域に学び、楽しむ」に係る活用等事業

来場者のニーズに応え、新たな満足を提供するため、活用計画に基づく体験等メニュー、講座の実施・運営等を行うこと。ただし、以下について留意すること。

- ・史跡公園設置の目的を逸脱したり、史跡の価値を損ねるものにならないよう十分に留意すること。また、遺跡の価値づけ、評価に関わる専門的な内容については必ず所長等の監修を受けること。
- ・活用事業の実施にあたっては、参加者の利便を勘案して開催日時等を決定するとともに、学校行事や関連施設での催し物等、近隣で行われるイベントとの競合に留意すること。
- ・活用事業の実施にあたっては、参加者の安全確保や体調保全のための措置を適切に行うこと。
- ・活用事業の実施にあたっては、ボランティアの積極的な活用を図るとともに、史跡公園を利活用した地域活動への支援を行うこと。
- ・地域が企画する史跡公園を活用したイベントなどの事業開催に協力すること。

なお、調査研究に伴うシンポジウム、講座、体験等の活用事業について、所長等が企画する事業がある。この場合においても、事業に係る広報、情報発信、運営等は所長等と指定管理者が連携して行うこと。また、これらの事業（以下の（1）～（6）に掲げる項目）については、必要な経費を指定管理者が負担すること。

(1) 一般向け体験等メニューの開発及び提供

常時実施する定番の体験メニューの企画と開発及び提供を行うこと。また、県が開発した

むきばんだ史跡公園オリジナル体験メニューの提供を行うこと。提供に当たって材料や提供方法を改善する場合は、事前に県と協議すること。

- (2) 県が行う調査研究の成果等を踏まえて行う講座等の運営
- (3) 史跡公園及び周辺地域の文化、文化財、名所、旧跡等に関する解説
- (4) 県が主催する講座・シンポジウム・企画展示等の運営等補助
- (5) 県が主催する専門的な学びの提供に関する講座等の運営等補助
- (6) 県が行う教育関係機関等への対応及び連携に関する支援・補助

3 「史跡を活かした地域振興」に係る活用等事業

米子市が作成する『米子市文化財保存活用地域計画』（令和5年12月認定予定）において設定された「古代淀江瀉周辺文化財保存活用区域」のなかで、むきばんだ史跡公園は区域内の主な関連施設に位置付けられており、この計画に基づく活動に対して米子市等と連携するとともに、以下のことに取り組むこと。

- (1) 史跡公園に係るボランティア活動に参画する意欲をもつ地域住民等の支援
- (2) 地域連携によるイベント（「むきばんだ日和」、「むきばんだフェスタ」等）の開催
- (3) 地場産業や周辺文化施設との連携

4 「観光資源としての活用」に係る活用等事業

旅行会社等への説明会などに積極的に参加し、史跡公園への誘客を図ること。

- (1) 鳥取県・米子市・大山町の観光連盟等と連携によるエージェントへの情報発信
- (2) 観光商品の企画、提案（売り込み）
- (3) 県内外の類似施設や観光施設との連携

5 来場者サービス業務

- (1) 来場者や電話等の問い合わせ及び史跡公園に関する要望及び苦情等への対応
要望、苦情については、速やかに内容を所長等に報告するとともに、業務に反映させること。
- (2) イベント情報や園内の案内及び広報
- (3) 入場者数の把握
- (4) 見学者へのガイド業務
（「妻木晩田遺跡ボランティアガイドの会」との連携やガイド謝金の支払いを含む）

6 利用者等への便益提供に関する業務

(1) 売店の運営

既存施設を活用し、利用者等への物販等のサービスの提供を行うこと。運営は、指定管理者自身が実施するほか、専門業者等に再委託することができることとする。この場合においては、運営計画を事業計画書に記載するとともに、運営状況を業務報告書に記載し県に報告すること。

ア ミュージアムショップとして運営を行うこと。

イ 史跡公園のミュージアムショップとしてふさわしい品揃えに留意するとともに、県特産品・地元産品・オリジナル商品の販売に努めること。

ウ 弥生体験活動に必要な材料の仕入れ、販売を行うこと。

エ 県が刊行する有償図書の販売を行うこと。この場合においては、毎月の販売数量を史跡公園に報告すること。

オ 室内改装のほか機械器具の設置等は、県の承認を受けてから実施することとし、原則として指定管理者の負担とする。

(2) 自動販売機の設置

指定管理者の業務範囲として設置することができる。この場合において指定管理者は、設

置した自動販売機の設置業者、販売物等を業務報告書に記載し、県に報告すること。なお、設置に当たっては、次の事項を要件とする。

- ア ビール、清酒等のアルコール類及びたばこは販売しないこと。
- イ 青少年に有害な書籍、玩具等は販売しないこと。
- ウ ゲーム機類等は設置しないこと。
- エ 販売する飲料の容器はペットボトル又は紙製品とし、缶製品は販売しないこと。
- オ 害虫が発生しないよう、飲料の飲み残しや使用済み容器の処理を迅速かつ適切に行うこと。
- カ 自動販売機の設置を他の業者へ再委託する場合は、あらかじめ事業計画書に記載すること。再委託に当たっては、書面により契約を締結すること。この場合において、契約の終期は、指定管理者の管理期間の終期を限度とすること。

7 ネーミングライツの取扱い

鳥取県総務部デジタル・行財政改革局行財政改革推進課では県有施設の知名度向上や運営財源の確保等を目的として、施設の愛称を命名する権利（ネーミングライツ）を取得する法人を募集することとしており、史跡公園において新たなネーミングライツが導入されたときは、県、施設命名権者及び指定管理者の3者で締結するネーミングライツ契約書に基づく業務の実施に協力すること。

8 その他自主事業の実施

指定管理者が自主事業を行う場合は、あらかじめ県の承認を得るものとする。自主事業が史跡公園の設置目的等に反する場合は、承認しない場合もありうる。

事業計画書において提案された自主事業は、指定期間開始前に個別に承認するほか、随時承認申請を受け付ける。

別表 鳥取県と指定管理者の役割分担

項目	指定管理者	県
①使用料の徴収、納入	○	
②施設設備の維持管理（清掃等を含む）	○	
③機械設備の保守点検	○	
④史跡公園の環境保全	○	
⑤安全衛生管理	○	
⑥施設の使用許可責任	○	
⑦物品の保管、管理	○	
⑧収蔵資料、写真資料、書籍の保管管理	△	○
⑨収蔵資料の貸し出し・借用（事案による）		○
⑩展示の企画・運営	△	○
⑪普及活用事業の企画・運営	○	○
⑫史跡等の整備		○

※詳細な業務分担については、鳥取県と指定管理者の両者協議の上で定める。○：メイン △：サブ

留意事項

ア 業務の委託

(ア) 管理運営業務の全てを第三者に委託し請け負わすことはできない。

(イ) 業務の一部を第三者に委託し、又は請け負わせる場合は、その業務内容を鳥取県に通知すること。

むきばんだ史跡公園 ガイダンス施設等建築物に係る施設設備の保守管理業務仕様書

1 本仕様書の適用範囲

本仕様書は、むきばんだ史跡公園内（指定管理者の委託業務範囲内）における建築物及び建築物に関連する電気・機械設備に適用する。

2 施設の保守管理

(1) 共通事項

ア 施設、設備及び備品（以下「設備等」という。）を適切な利用に供するように日常的に保守点検を行い、施設を安全かつ安心して利用できるよう施設等の保全に努めること。故障等の発生や短期間のうちに故障が発生すると見込まれる場合は、速やかに修繕又は県への連絡を行うこと。

なお、安全又は管理運営上支障がある場合及び美観又は衛生において良好な状態を保つことができないおそれがある場合は、この仕様書の記載の有無にかかわらず、指定管理者は良好な状態を保つために必要な措置を講ずること。

イ 各業務の仕様は、本書によるほか定めのない事項については、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「建築保全業務共通仕様書（令和5年版）」（以下「共通仕様書」という。）によること。

なお、共通仕様書が改定された場合は、改定された最新版に置き換えるものとする。ただし、対象部分ごとに重大な支障があると想定される範囲において、不具合等の発生率が高まることを許容できる場合には、あらかじめ県と協議し、点検の項目及び頻度を軽減することができる。また、共通仕様書に定めのない特別な仕様のものについては、県、再委託業者と協議の上実施すること。

ウ 作業実施前に、実施日時、作業内容、作業手順、作業範囲、業務責任者名、業務担当者名、安全管理その他作業に必要な事項等を具体的に定めた業務計画書を作成し、県の承諾を受けるものとする。ただし、軽微な業務において所長等の承諾を得た場合は業務計画書の作成を省略することができる。

(2) 施設・設備の保守管理

ア 自家用電気工作物

電気事業法（昭和39年法律第170号）による自家用電気工作物の維持及び運用に関する保安を確保するため主任技術者の選任、保安規定の制定、監督官庁への届出・報告等を行い、自家用電気工作物を常時適切な状態に維持するとともに、故障等が発生した場合は速やかに対処すること。

(ア) 設備概要

設備容量 200kVA 最大電力 135kW 受電電圧 6.6kV

(イ) 点検内容等

常時監視（絶縁監視装置等設置の場合）、月次（絶縁監視装置等設置の場合は隔月）点検、年次点検、臨時点検

イ 浄化槽

共通仕様書第2編第4章第8節による。保守点検、清掃及び定期検査を行い、衛生的環境を常に最良の状態に維持するとともに、故障等が発生した場合は速やかに対処すること。

(ア) 設備概要

ダイキ製	膜分離高度合併浄化槽	200人槽	1基
ダイキ製	アクシス合併浄化槽	7人槽	1基

(イ) 点検内容等

保守点検、清掃、定期検査

ウ 消防用設備

共通仕様書第2編第6章第2節による。消防用設備等の機器点検、総合点検を行い、点検結果について所轄の消防署に報告すること。また、故障等が発生した場合は速やかに対処すること。

(ア) 消防用設備を有する施設

調査研究棟、ガイダンス棟、遺構展示館、休憩舎及び遺跡内

[ここに入力]

(イ) 点検を行う設備等

○屋外消火栓設備

屋外消火栓 3台
放水 一式

○非常警報装置

受信機 2面
感知器 76個
発信機 5個
音響装置 5個
表示灯 1台

○消火器

粉末消火器 12本

エ 空調設備

機器詳細表1～3参照

オ 機械警備

機械警備設備の保全については、警備委託先と協議の上実施すること。

機器詳細表1(ガイダンス棟)

機器番号	仕様	数量	設置場所	
ACP-1	氷蓄熱式空冷ヒートポンプエアコン (ベース架台共) (PUHY-P560MKHB-E-BS-ST)		1	ロビー
	室外機 (耐塩仕様) 3φ200V 冷房能力 56.0kW 暖房能力 50.0kW 定格消費電力 10.44kW 冷房蓄熱容量 567MJ 暖房蓄熱容量 650MJ 室外機ユニット COMP 9.0kW 蓄熱コントローラ	1台		
	(ACP-1-1) 室内機 (天井カセット4方向吹出し) (PLFY-P160BM-E2) 1φ200V 冷房能力 16.0kW 暖房能力 18.0kW 化粧パネル ドレンUP機能付 ワイヤードリモコン	2台		
	(ACP-1-2) 室内機 (天井カセット4方向吹出し) (PLFY-P140BM-E2) φ200V 冷房能力 14.0kW 暖房能力 16.0kW 化粧パネル ドレンUP機能付 ワイヤードリモコン	1台		
	(ACP-1-3) 室内機 (天井カセット4方向吹出し) (PLFY-P56BM-E2) 1φ200V 冷房能力 5.6kW 暖房能力 6.3kW 化粧パネル ドレンUP機能付 ワイヤードリモコン	1台		
ACP-2	氷蓄熱式空冷ヒートポンプエアコン (ベース架台共) (PUHY-P450MKHB-E-BS-ST)		2	展示室 ロビー
	室外機 (耐塩仕様) 3φ200V 冷房能力 45.0kW 暖房能力 40.0kW 定格消費電力 7.46kW 冷房蓄熱容量 567MJ 暖房蓄熱容量 640MJ 室外機ユニット COMP 7.1kW 蓄熱コントローラ	1台		
AC-1	室内機 (天井埋込ダクトタイプ) (PEFY-P224M-E1) 3φ200V 冷房能力 22.4kW 暖房能力 25.0kW 風量 58m ³ /min 機外静圧 100a	2台	1	体験 学習室
	空冷ヒートポンプエアコン 室外機 (耐塩仕様) (PUHY-P335CM-E2-BS) 3φ200V 冷房能力 33.5kW 暖房能力 37.5kW COMP 8.2kW	1台		
AC-1	室内機 (天井カセット1方向吹出し) (PMFY-P56EM-E1) 1φ200V 冷房能力5.6kW 暖房能力 6.3kW 化粧パネル ドレンUP機能付 ワイヤードリモコン (室内機2台で1個)	6台	1	体験 学習室
	天井カセット4方向吹出し (シングル・インバーター) ドレンUP機能付3φ200V (MPLZ-RP140BM) 冷房能力 12.6kW 暖房能力 14.0kW COMP 2.4kW 室外機 (耐塩仕様) ワイヤードリモコン	1台		
AC-2	天井カセット4方向吹出し (シングル・インバーター) ドレンUP機能付3φ200V (MPLZ-RP140BM) 冷房能力 12.6kW 暖房能力 14.0kW COMP 2.4kW 室外機 (耐塩仕様) ワイヤードリモコン	1台	1	事務室
AC-3	壁掛型インバーター(MPKZ-ERP63KM) 3φ200V 冷房能力 5.6kW 暖房能力 6.3kW COMP 1.3kW 室外機 (耐塩仕様) ワイヤードリモコン (室内機2台で1個)	1台	1	倉庫2

[ここに入力]

機器詳細表2(調査研究棟)

仕様	数量	設置場所
空冷ヒートポンプパッケージエアコン (ダイキン: SZYCJ 140C) 室外機 3φ200V 冷房能力 12.5kW 暖房能力 14.0kW 圧縮機2.4kW 室内機 天井カセット4方向吹出し	1	企画展示室
氷蓄熱式空冷ヒートポンプエアコン (ベース架台共) (PUHY-P450MKHB-E-BS-ST) 室外機 3φ200V 冷房能力 10.0kW 暖房能力 11.2kW 圧縮機 1.79kW 室内機 天井カセット4方向吹出し	1	ロビー①
空冷ヒートポンプパッケージエアコン (ダイキン: SZYCJ 112C) 室外機 3φ200V 冷房能力 10.0kW 暖房能力 11.2kW 圧縮機 1.9kW 室内機 天井カセット4方向吹出し	1	ロビー②
空冷ヒートポンプパッケージエアコン (三菱電機: PLZ-ZRMP140ELFZ) 室外機 3φ200V 冷房能力 12.5kW 暖房能力 14.0kW 圧縮機 2.8kW 室内機 天井カセット4方向吹出し	1	図書室
空冷ヒートポンプパッケージエアコン (三菱重工業: FDTVP804HAG4AG) 室外機 3φ200V 冷房能力 7.1kW 暖房能力 8.0kW 圧縮機 1.8kW 室内機 天井カセット4方向吹出し	1	調査研究室(事務室)
空冷ヒートポンプパッケージエアコン (三菱重工業: FDTVP1124HAG4AG) 室外機 3φ200V 冷房能力 10.0kW 暖房能力 11.2kW 圧縮機 2.0kW 室内機 天井カセット4方向吹出し	1	所長室
空冷ヒートポンプパッケージエアコン (三菱重工業: FDTVP1124HAG4AG) 室外機 3φ200V 冷房能力 10.0kW 暖房能力 11.2kW 圧縮機 2.0kW 室内機 天井カセット4方向吹出し	1	遺物収蔵庫

[ここに入力]

機器詳細表3(調査研究棟)

仕様	数量	設置場所
空冷ヒートポンプパッケージエアコン (ダイキン: RYJ80B) 室外機 3φ200V 冷房能力 7.1W 暖房能力 8.0kW 圧縮機 2.2kW 室内機 壁掛型	1	写場
空冷ヒートポンプパッケージエアコン (日立: RCI-GP224RSHP) 室外機 3φ200V 冷房能力 20.0kW 暖房能力 22.4kW 圧縮機 5.1kW 室内機 (2台) 天井カセット4方向吹出し、同時ツイン	1	旧体験学習室
空冷ヒートポンプパッケージエアコン (ダイキン: RZRP63BB) 室外機 単相 200V 冷房能力 暖房能力 圧縮機 1.18kW 室内機	1	ボランティア室
ルームエアコン (R40VEV) 室外機 単相 200V 冷房能力 暖房能力 圧縮機 1.10kW 室内機	1	休憩室

[ここに入力]

むきばんだ史跡公園 清掃業務委託仕様書

この仕様は、清掃業務の概要を示すものであり、本書に記載がなくても、発注者が美観の保持又は建物の管理上必要と認めた軽微な作業は、契約金額の範囲内で受注者はこれを行うものとする。

1 清掃業務範囲

清掃業務の対象建物及び区域は、別紙 2-2～7の図面のとおりとする。ただし、管理上の都合により、その一部を変更する場合がある。

2 清掃業務基準仕様

(1) 業務概要

ア 日常清掃

1日単位の短い周期で日常的に行う清掃

イ 定期清掃

週・月又は年単位の周期で定期的に行う清掃

ウ 特別清掃

日常清掃及び定期清掃以外で適切な時期に実施する清掃

(2) 業務内容

別紙 2-1「清掃業務の留意点」に留意のうえ業務を行うこと。ただし、著しい汚れが生じた場合又は、清掃が不十分な場合等発注者から特段の指示があった場合は、清掃を実施するものとする。また、清掃場所ごとにおける業務内容は応募者が提出する様式 2-1「むきばんだ史跡公園ガイドンス施設等清掃業務頻度表」において提案された内容のとおりとする。

(3) 業務時間

本業務を行う時間に制限は定めないが、発注者と協議し、利用者等並びに発注者の業務への影響が最小限となるよう作業を行うこと。

(4) 使用材料

ア 本業務に使用する用具及び資材等は常に整理整頓に努め、人体に有害な薬品等は厳重に管理すること。

イ 本業務に使用する用具、洗剤等の資材やトイレトペーパー類の衛生消耗品等は、日本産業規格（JIS）、グリーン購入法に適合した商品とすること。

(5) 清掃業務実施計画表及び清掃業務実施報告書

受注者は、事前に1ヶ月毎の清掃業務実施計画表を作成して発注者の承認を得ること。

業務終了後は、1ヶ月毎の清掃業務実施報告書を発注者に提出すること。また、トイレトペーパー、石鹼液、ゴミ袋については、毎月の使用数量を報告書に記入すること。なお、実施計画表及び実施報告書の様式は任意とする。

(6) ゴミ等の排出量報告

受注者は、毎月の可燃ゴミ、不燃ゴミ、シュレッダーゴミ、古紙の排出量を報告すること。

3 清掃業務にあたって留意すべき事項

(1) 清掃業務に関する法令等を遵守し、誠実、迅速かつ効果的に行うこと。

(2) 清掃業務箇所に応じ、適正な機械器具、材料等を使用し、施設等を損傷しないこと。

(3) 清掃業務実施に必要な人員を確保し、業務の疎漏、遅滞等がないようにすること。

(4) 建物、工作物、器具、備品等に損害を与えたとき、又はき損を発見したときは、直ちに発注者に報告し、その指示を受けること。

(5) じんあいを飛散させないこと。

(6) 火気には特に留意し、引火性物質は努めて使用しないこと。

(7) 清掃等で収集した廃棄物は、分別を行った上で所内に集積し、廃棄物の処理に関する関係法令に

基づき適切に処理すること。

(8) 不衛生な処置をとらないこと。

4 業務の調査

発注者は、必要があると認めるときは、受注者の履行状況について調査し、発注者の職員を立ち合わせ、受注者に報告を求めることができる。受注者はこれに従わなければならない。

5 経費負担

下記消耗品等に係る経費については、受注者が負担すること。

- (1) トイレトペーパー
- (2) 石鹼液、ワックス
- (3) 便座クリーナー液、液用ディスペンサー
- (4) 不・可燃物のゴミ袋（大山町事業所系ゴミ袋）
- (5) その他仕様に基づく清掃器具及び消耗品

6 その他

- (1) 本仕様書に記載されていない事項は、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「建築保全業務共通仕様書（令和5年版）」によるものとする。
- (2) 本業務を外部委託（再委託）する場合には、事業計画書を提出し、その承認を受けること。この場合であっても、本仕様書を遵守すること。

清掃業務の留意点

清掃作業は手作業に代わる作業方法での実施が可能であれば、その方法も可とする。

1 日常清掃

作業項目		作業の留意点
1	床清掃	・床仕上げに応じた適切な方法により埃、ゴミ、汚れがないようにすること。
2	フロアマット除じん	・図示する場所に屋外マット、屋内マットを備え付け、泥、ちり等を取り除く。
3	吸殻収集、ゴミ収集、ゴミ収集（梱包）	・発注者が指定する箇所のゴミを収集すること。不燃物、可燃物は大山町の定められた方法により分別を行い、所定の日に搬出すること。
4	WC（洗面台、鏡、衛生陶器を含む）の清掃	・衛生陶器類は適切な方法により見た目に清潔な状態に保つこと。また、臭いが滞留しないよう配慮すること。 ・トイレトーパー等の衛生消耗品は常に補充されている状態とすること。 ・洗面台は水垢の付着や汚れがない状態に保つこと。鏡はシミ、汚れがない状態に保つこと。
5	扉・壁・手すり等の清掃	・扉・壁は内部、外部とも汚れがない状態に保つこと。 ・手すりは水拭き又は適正洗剤を用いて拭くこと。
6	展示ケースガラス面の清掃	・展示ケースガラス等は埃、手あか等の汚れがないよう乾布で入念に拭くこと。乾布で落ちにくい汚れは洗剤を使用すること。金具も同様にすること。
7	建物外周及び駐車場	・建物周辺及び駐車場の落ち葉やゴミをほうき等により拾い掃きするとともに、堆積する顕著な土砂等を除去すること。

2 定期清掃

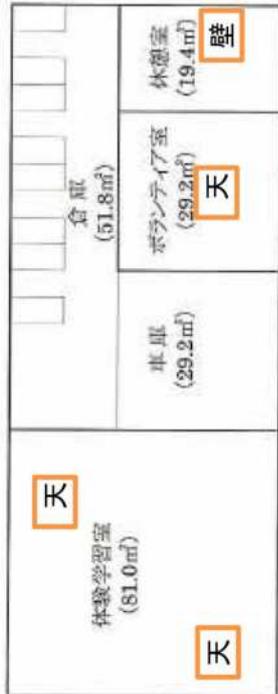
作業項目		作業の留意点
1	床清掃	・埃、シミ、汚れがない状態に保ち、ワックスがけを実施すること。
2	壁・天井清掃	・表面全体を埃、シミ、汚れ、蜘蛛の巣のない状態に保つこと。
3	扉・壁の清掃	・扉・壁は内部、外部とも汚れがない状態に保つこと。
4	高所清掃	・天井、壁、窓、照明器具、換気扇、時計、配管類、ブラインド等日常清掃ができない箇所について、埃、汚れがないようにすること。
5	金属磨き	・出入り口の握手、引き手、手すり、ちょうつがいの類で見える金具は、適当な材料をもって磨きつや出しをすること。

3 特別清掃

作業項目		作業の留意点
1	側溝、集水升等清掃	・側溝、排水升等にたまっているごみ、泥砂等を取り除くこと。
2	換気扇清掃	・換気扇の汚れを除去すること。

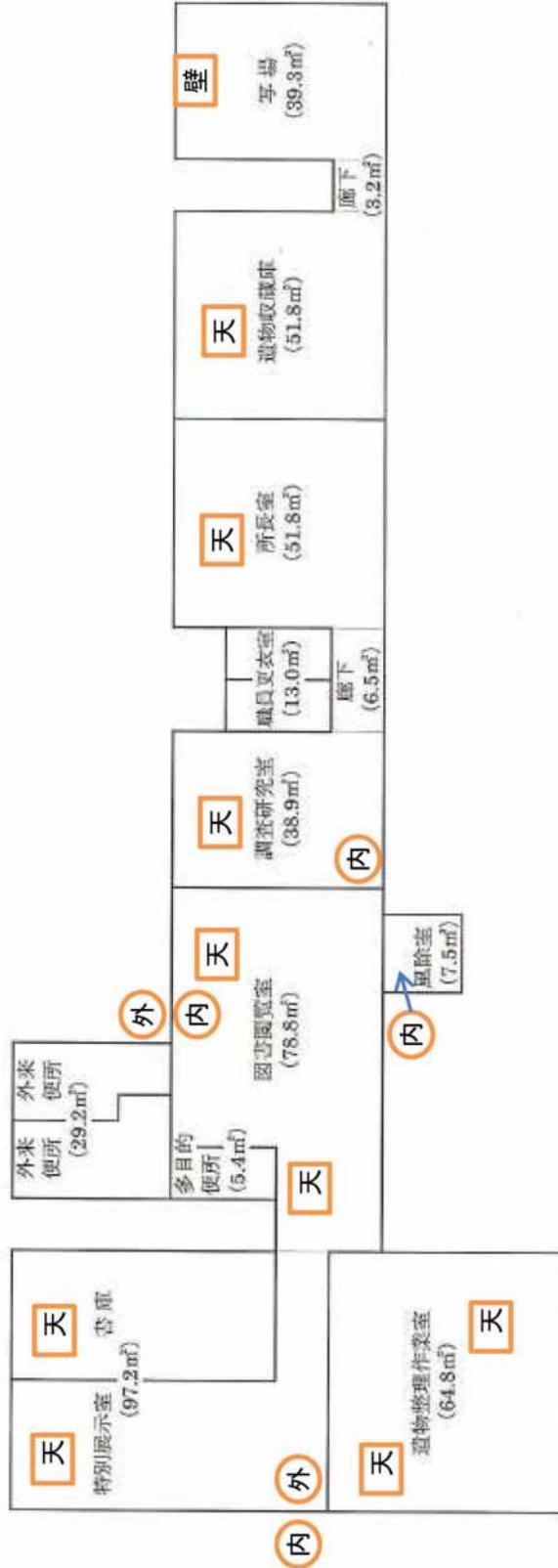


調査研究棟 清掃図面



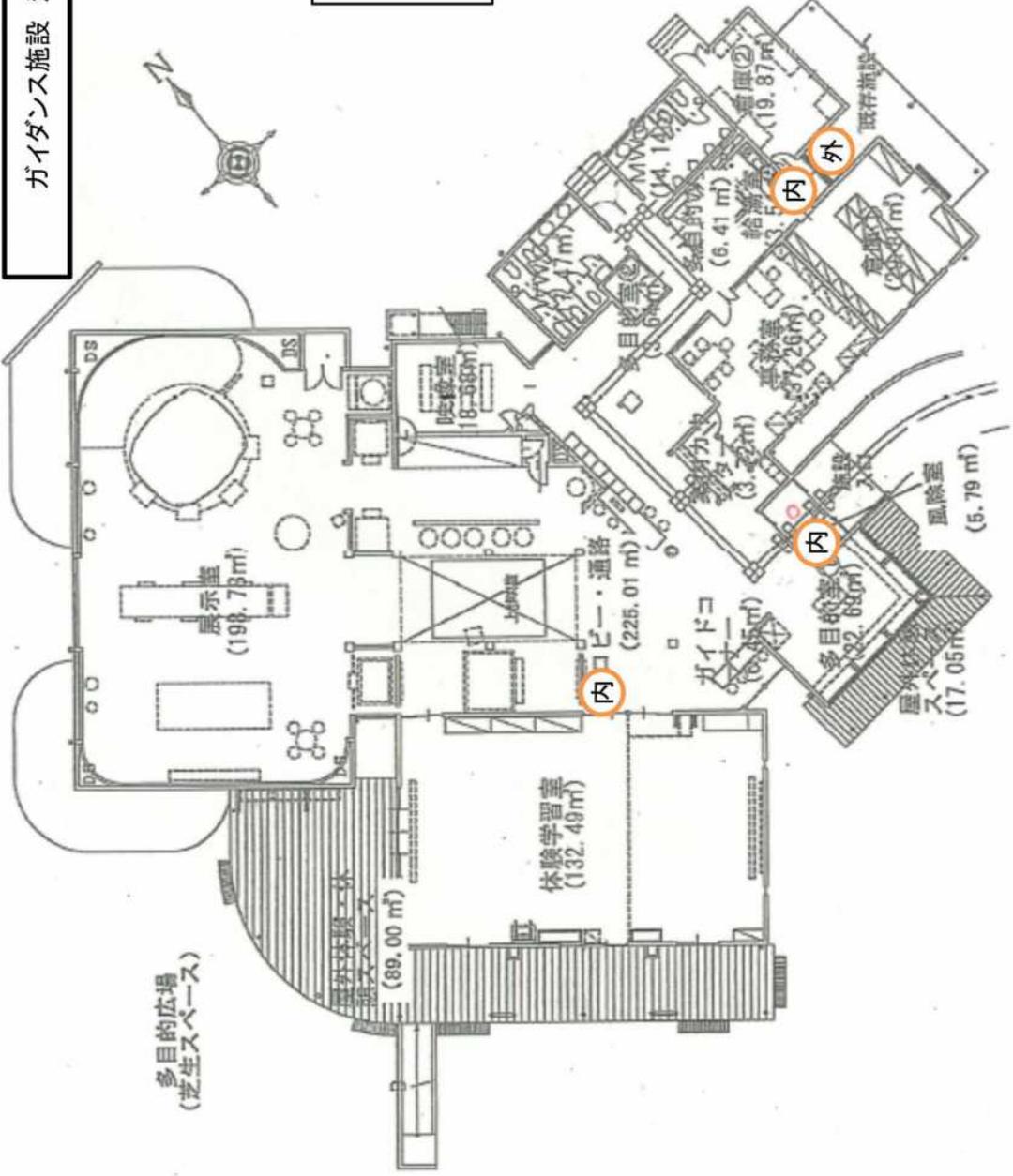
○ マット配置
内: 屋内マット
外: 屋外マット

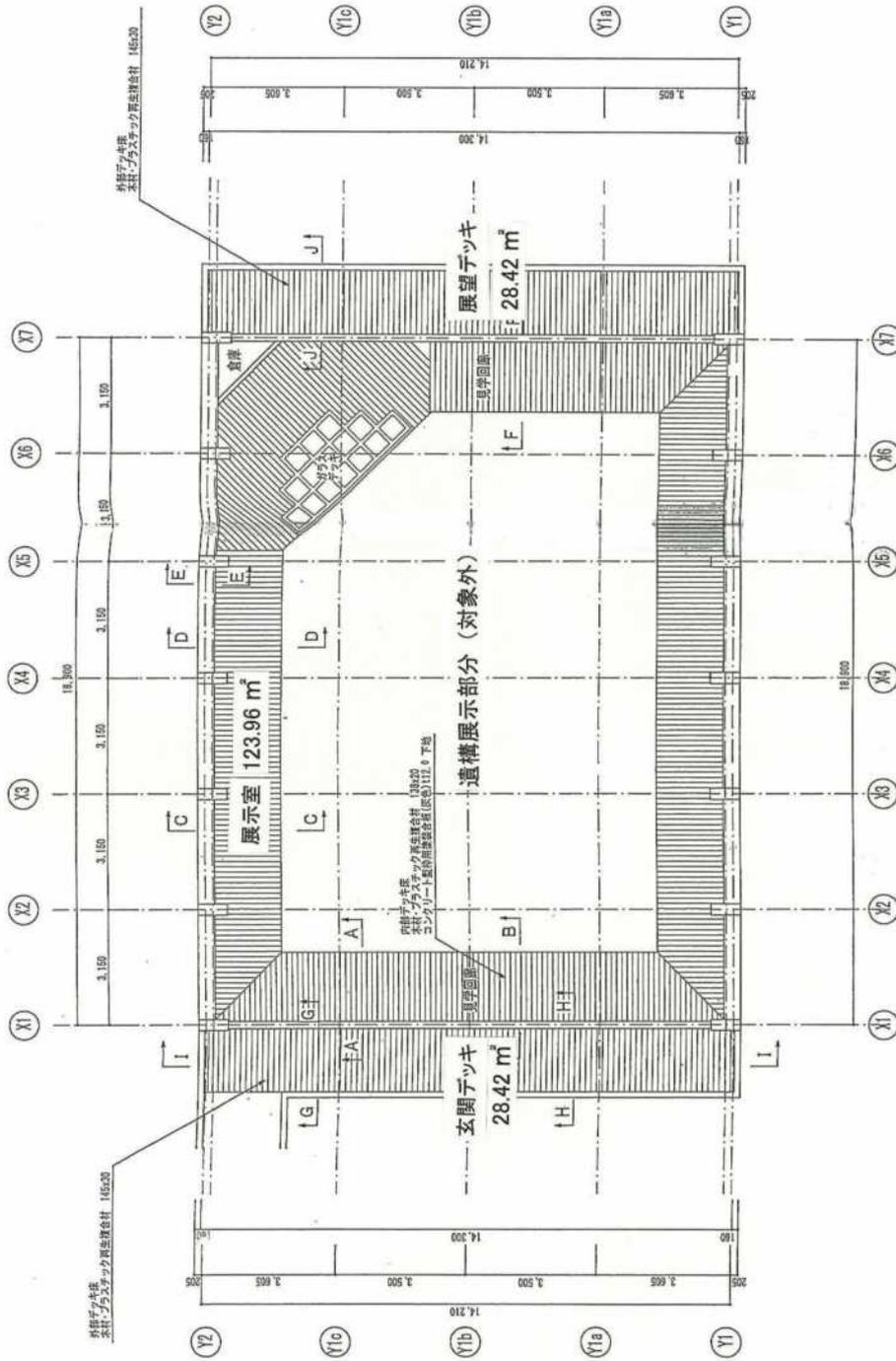
□ 空調機配置
天: 天井埋込型
壁: 壁掛型



ガイドダンス施設 清掃図面

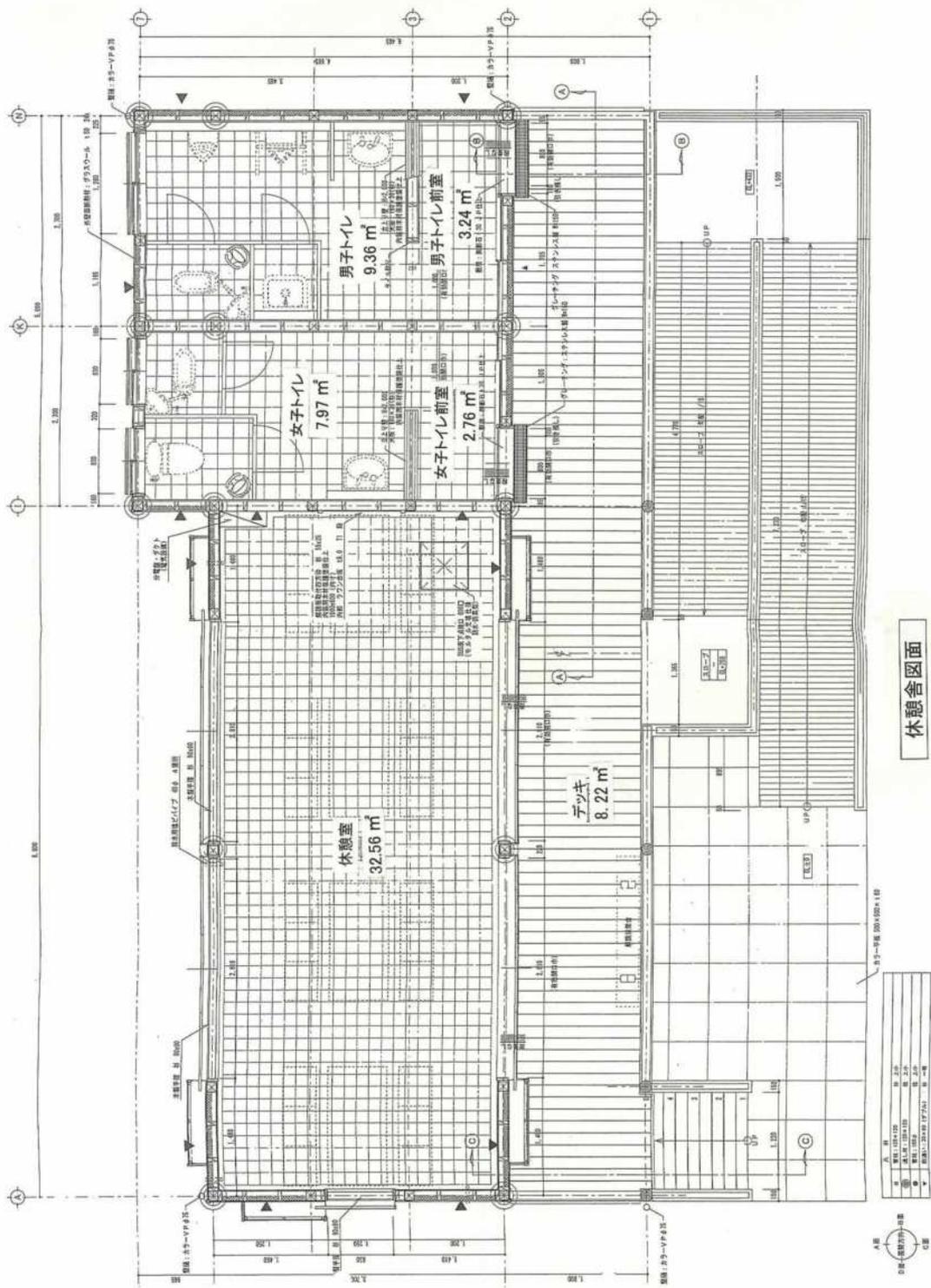
○ マット配置
内: 屋内マット
外: 屋外マット





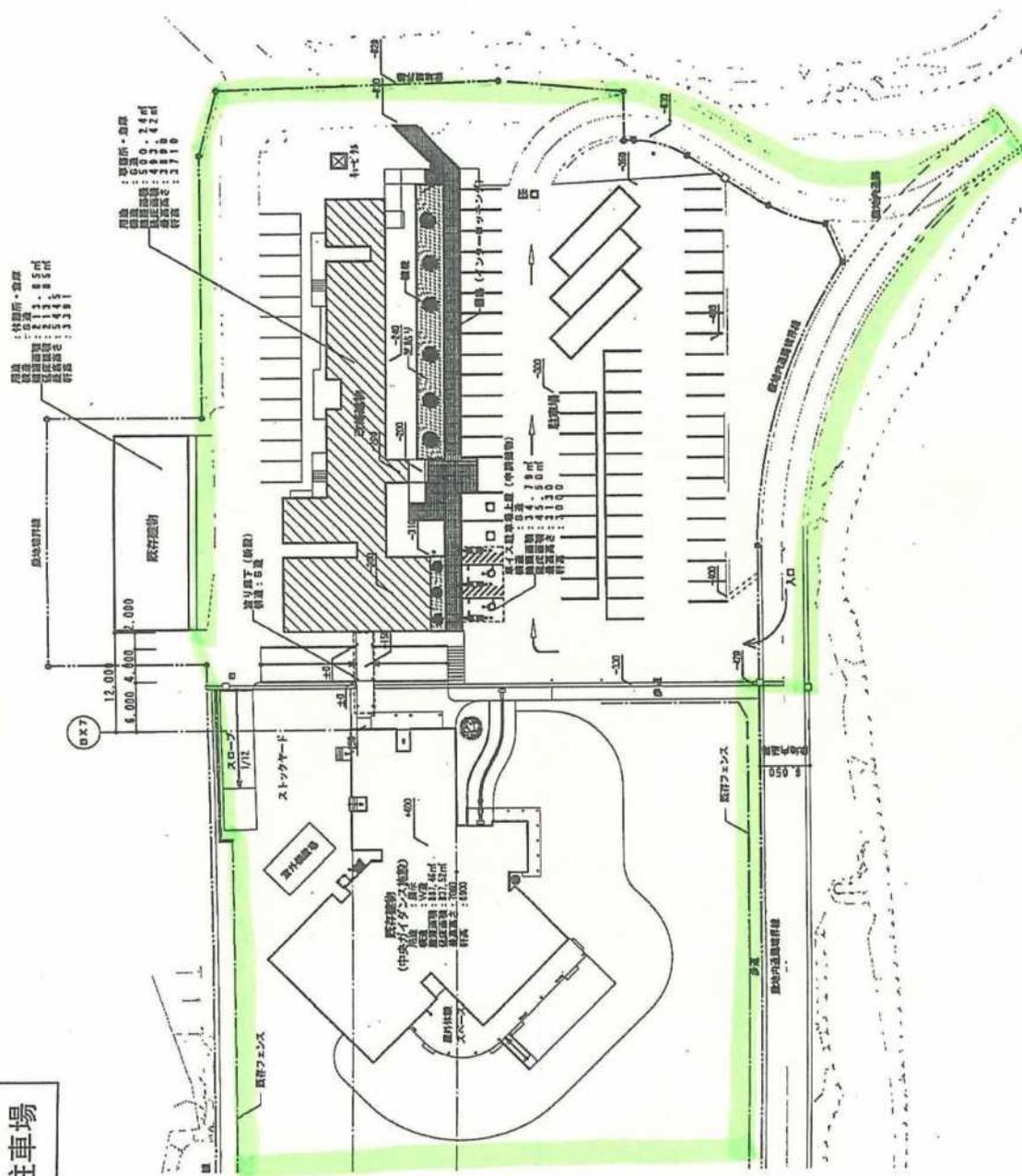
↑A, A↑ 詳細図 (A-26・27) 断面位置を示す

遺構展示館図面



休憩舎図面

建物外周及び駐車場



むきばんだ史跡公園の維持管理等作業の業務

1 業務一覧

区分	業務内容	具体的な業務内容
維持管理作業員 (8名以上)	(1) 建築物・工作物の管理	<ul style="list-style-type: none"> ・復元建物の燻蒸 ・復元建物の補修（高所作業あり） 強風・強雨等による破損、あるいは経年等により劣化した茅、杉皮、千木、カラス止まりの取替え、緩んだ緊縛縄の締め直し等の部分的な補修（屋根の全面葺き替え等大規模な修繕を除く）。 ・復元建物の補修用の茅の刈り取り ・防腐剤・塗料の塗布 骨格住居、四阿、ベンチ、看板、階段、手摺り等の木製部分について、必要に応じて実施。 ・ベンチ・階段・手摺り・道標・看板等の修理及び設置
	(2) 植生管理（別紙4参照）	<ul style="list-style-type: none"> ・草刈、草抜き、芝刈り ・樹木の剪定（高所作業あり） ・剪定した草木の集積、運搬 ・薬剤（除草剤・防虫剤等）の散布 ・施肥、芝生の目土等散布
	(3) 里山 管理	<ul style="list-style-type: none"> ・林内の伐採、剪定 ・伐木・倒木の運搬集積 ・不法投棄物の回収 ・土運搬等
	(4) 日常的な清掃・管理	<ul style="list-style-type: none"> ・来客動線周辺の園路、解説板等の日常的な清掃 ・降雪時における園路周辺の除雪
	(5) 体験活動の補助	<ul style="list-style-type: none"> ・弥生体験活動の補助（受入事業・主催事業等）
	(6) その他	<ul style="list-style-type: none"> ・上記業務の実施に必要な作業道具の保守 ・公用車の運転（要普通免許）、洗車 ・園内の定期点検 危険箇所、破損箇所、倒木、不法投棄、管理の不十分な箇所等がないか定期点検を実施。 ・ハチの巣等の有害防虫・防除
史跡管理員 (2名以上)	<ul style="list-style-type: none"> ・上記（1）～（6）業務の指揮・監督及び実施 ・公園内の巡視 ・公園内の開閉門、便益施設等の解錠・施錠 	

2 業務実施に際して留意すべき事項

- (1) 施設で行う維持管理作業等において、一定の知識と技術を活用して業務に当たること。
- (2) 指定管理者は、史跡等の価値に直結するもの（史跡の景観を構成する植生等の大がかりな剪定や伐採、復元建物等）の管理作業を行う際には、計画及び実施の段階で、県の指導や確認を受けること。
- (3) 維持管理作業の内容や実施時期については、季節性や活用事業との関係性を留意の上、県と協議の上で実施すること。
- (4) 作業の一部を専門業者に委託する場合は、史跡の保存や公園美観の維持向上、来園者への配慮など、知事からの委託内容に則した作業内容や対応ができる業者を選定し、作業前に現場を含めて丁寧に打ち合わせを行うこと。
- (5) 史跡指定地内において下記の作業を必要とする場合は、文化財保護法第125条（現状変更の許可）に係る国又は県・市当局による許可を必要とする場合があるため、事前に県と協議すること。
 - ・ 地盤を掘削する場合
 - ・ 工作物を設置する場合
 - ・ 地盤の改変、樹木の植樹や伐採等、史跡の景観に一定の影響を及ぼす行為を行う場合

むきばんだ史跡公園 植生管理業務委託仕様書

この仕様書は、むきばんだ史跡公園の下表の左欄に掲げる植生の管理について定めるものである。

項目	仕様書（個別）
草刈業務（芝刈を含む。）	草刈業務委託仕様書（別紙4－1）
芝生管理業務	芝生・樹木等管理業務委託仕様書（別紙4－2）
樹木等管理業務	同上

各個別の仕様書に示す作業内容は、令和5年度に予定しているものであるが、令和6年度以降も同様である。

なお、植生の状況によっては、作業予定箇所等を変更する場合がある。また、現在整備中の仙谷地区西側丘陵エリア（1・8・9号墓）、東側丘陵エリアの一部（4・6・7号墓）については、整備終了後（令和8年を予定）に管理を追加する。

むきばんだ史跡公園 草刈業務委託仕様書

1 業務の内容及び作業延べ面積

内 容	面 積	回 数
指定範囲内の雑草の刈取り他 (芝刈を含む。)	581,037㎡ (別紙4-3「草刈業務内訳表」、別紙4-4「草刈予定箇所(専門業者への再委託想定分)」及び別紙4-5「草刈予定箇所(維持管理作業想定分)」を参照)	年1～5回

作業量等を勘案して、専門業者に委託する部分と史跡管理員と維持管理作業員が維持管理作業で行う部分を分けて考えている。別紙4-3～5は、その区分けを入れて作成した資料であるが、あくまで参考であり、実施方法を拘束するものではない。実施に当たり専門業者へ委託するのか、維持管理作業で行うのかは任意である。

2 業務に当たっての留意事項

- (1) 作業時間は、原則として土曜日、日曜日、祝日を除く午前9時から午後5時までとする。
- (2) 草刈りは刈払機と人力を併用し、遺跡を傷つけないように行うこと。ただし、作業地区A1、A4、B、F1、F2、N4、N5、N6、O、Q、R、S、U については、ハンドガイド式刈払機や乗用型草刈り機を用いる等、箇所に応じた適切な器具を使用して作業を行うこと。その際、草刈機の重量は350kg以下とすること。なお、刈払機は、「刈払機作業従事者に対する安全衛生教育研修」等を受講した者に使用させること。
- (3) 雑草等は出来るだけ根付近まで刈ること。ただし、植生マットによって法面等を保護している範囲は、植生マットを破損しないように刈ること。
- (4) 地山が露出している部分の雑草等は、地山を傷つけないように刈ること。
- (5) 刈草を撤去する場合、刈草後速やかに史跡公園外に搬出すること。
また、公園内への集草用トラックの乗り入れは原則管理道までとし、撤去する刈草は管理道付近まで手押し車等を使用するなどして人力で運びトラックへ積み込むこと。ただし、作業地区E2については、集草のための軽トラックの乗り入れを指定した範囲で許可するが、降雨により地面がぬかるんでいるときは史跡景観保護のため原則乗り入れはしないこと。
以上の諸条件に基づき作業工程を立案し、必要に応じて県と協議しながら作業を進めること。
- (6) 作業前、作業中、作業後の写真を撮影すること。撮影の際、作業日と作業場所が分かるようにしておくこと。

3 その他

- (1) 作業に当たり、国史跡である遺跡を傷つけないようある程度の経験と施工能力が必要であるため、専門業者に委託する場合には、「鳥取県建設工事等の入札制度に関する規則」を準用し、工種・等級が「造園工事」・「A級」の者を選定する等施工能力等が担保された適切な業者を選定すること。
- (2) 作業の記録類等は、業務終了時に提出すること。
- (3) 来園者の対応や団体利用などにより作業が行えない場合があるので、作業実施に当たっては、必ず事前に日程を確認すること。
- (4) 作業中は指定管理者が看板、コーンの設置や監視員の配置をするなど、来園者の安全に十分配慮すること。
- (5) 史跡公園内では車両は時速20km以下で徐行し、来園者の安全への配慮を怠らないこと。
- (6) 作業の実施に当たっては、適切な施工体制をとること。専門業者に委託する場合には、必要に応じ現場代理人を配置させるなどすること。
- (7) 本仕様書に定めのない事項、又は仕様書に疑義が生じた場合は、県と協議を行うものとする。

むきばんだ史跡公園 芝生・樹木等管理業務委託仕様書

1 作業区域及び樹種等

区分	植生区域	面積または樹木の樹種・本数	備考
芝生管理	多目的広場	約5,430㎡	別紙4-6 「芝生管理箇所」の とおり
	花壇	約130㎡	
	洞ノ原地区（芝張り部分）	約8,000㎡	
	仙谷・松尾頭地区墳丘墓	約640㎡	
	妻木山地区（芝張り部分）	約2,240㎡	
	記念植樹の植栽地及び裸地	約1,950㎡	
樹木等管理	進入路の周辺	サクラ14本、ツツジ一群	別紙4-7、「樹木配置図」及び別紙4-8「樹木の幹周」の とおり
	多目的広場の周辺	サクラ34本、クリ41本	
	弥生の館周辺及び花壇	クスノキ1本、コナラ1本、ケヤキ1本、シラカシ6本、スダジイ5本、アラカシ1本	

2 主な業務内容

- ・芝生管理：刈り込み、除草剤・目土（目砂）の散布、破損芝生の補修・捕植等
- ・樹木管理：施肥、薬剤散布、支柱等の設置・管理等

※別紙4-9を参考に適切に管理を行うこと。

3 業務に係る経費の負担

経費の負担区分は、業務に要する機具、材料、人件費、光熱費（電気）、水道は指定管理者の負担とする。

4 業務に当たっての留意事項

(1) 芝生管理業務

- ア 作業時間は、原則として土曜日、日曜日、祝日を除く開園前や、休園日など来園者が少ない時間帯に行うこと。
- イ 芝・地被に悪影響を与えないように配慮すること。
- ウ 薬剤の使用に当たっては、人畜や魚類への毒性のないものを使用するとともに、芝生や樹木に対する薬害が発生しないように留意すること。
- エ 薬剤の飛散防止に最大限の配慮をすること。
- オ 芝生等に管理上必要な状況が発生した場合は県へ報告すること。
- カ 作業区域ごとに作業前・作業中・作業後及び、使用薬剤等の使用前・使用後の写真を撮影すること。

(2) 樹木等管理業務

- ア 作業時間は、原則として土曜日、日曜日、祝日を除く午前9時から午後5時までとする。ただし、病害虫駆除については、土曜日、日曜日、祝日を除く開園前や休園日など来園者がいない時間帯に行うこと。
- イ 芝・地被に悪影響を与えないように配慮すること。
- ウ 薬剤の使用に当たっては、人畜や魚類への毒性のないものを使用するとともに、芝生や樹木に対する薬害が発生しないように留意すること。
- エ 薬剤の飛散防止に最大限の配慮をすること。
- オ 樹木等に管理上必要な状況が発生した場合は県へ報告すること。
- カ 植生区域ごとに作業前・作業中・作業後及び使用薬剤等の使用前・使用後の写真を撮影すること。
- キ 施肥・病虫害防除を実施した樹木については、樹種及び高木（幹周）を記録すること。

5 その他

- (1) 作業に当たり、国史跡である遺跡の植生等景観を保持できるようある程度の経験と施工能力が必要であるため、専門業者に委託する場合には、「鳥取県建設工事等の入札制度に関する規則」を準用し、工種・

等級が「造園工事」・「A級」の者を選定する等施工能力等が担保された適切な業者を選定すること。

- (2) 作業の記録類等は、業務終了時に提出すること。
- (3) 来園者の対応や団体利用などにより作業が行えない場合があるので、作業実施に当たっては、必ず事前に日程を確認すること。
- (4) 作業中は指定管理者が看板、コーン等を設置するなど、来園者の安全に十分配慮すること。
- (5) 史跡公園内では車両は時速20km以下で徐行し、来園者の安全への配慮を怠らないこと。
- (6) 作業の実施に当たっては、適切な施工体制をとること。専門業者に委託する場合には、1級又は2級造園技能士を業務の現場に常駐させなければならないほか、必要に応じて現場代理人を配置させること。
- (7) 本仕様書に定めのない事項、又は仕様書に疑義が生じた場合は、県と協議を行うものとする。

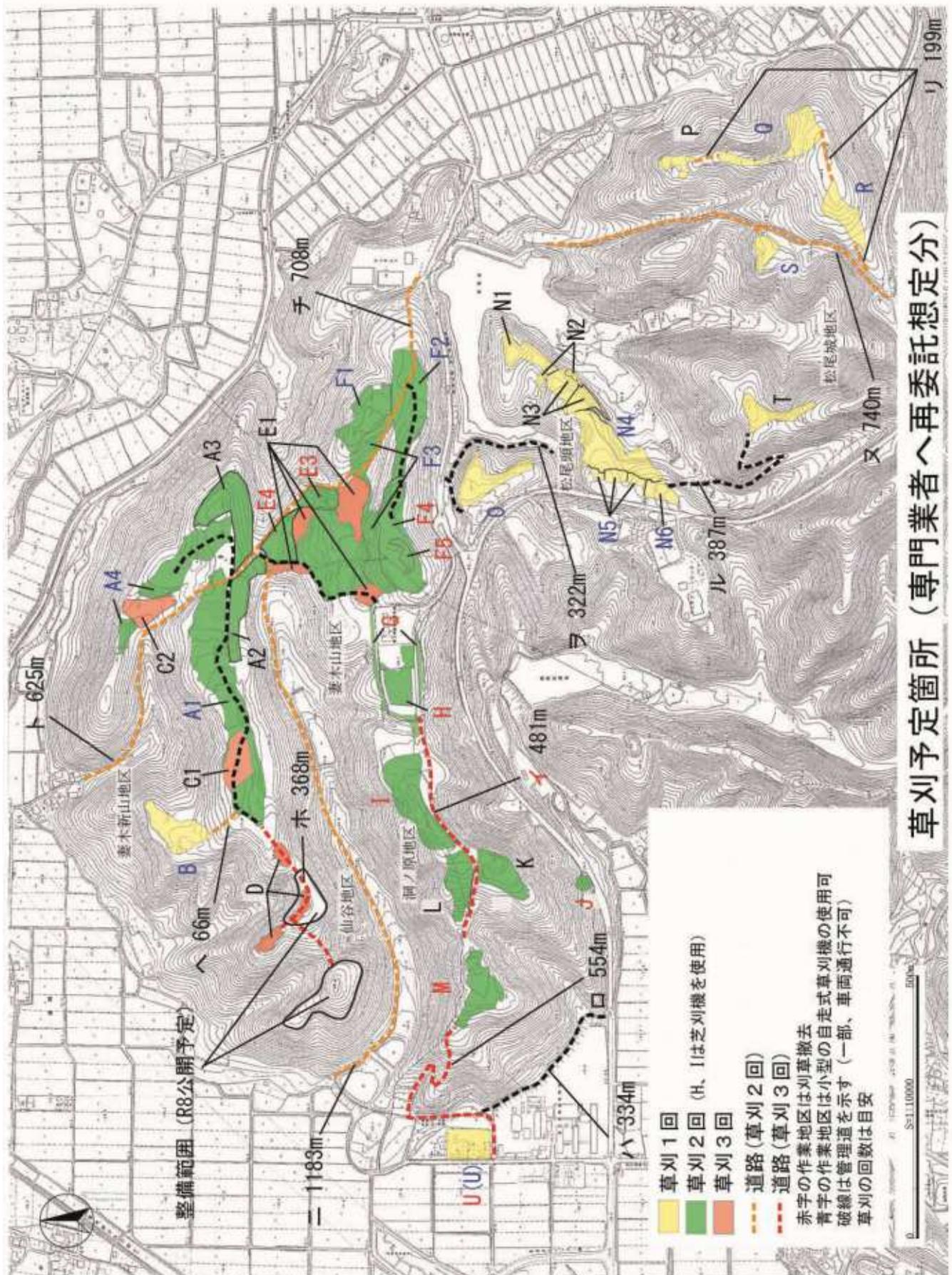
むきばんだ史跡公園 草刈業務内訳表（平成31年度実績）

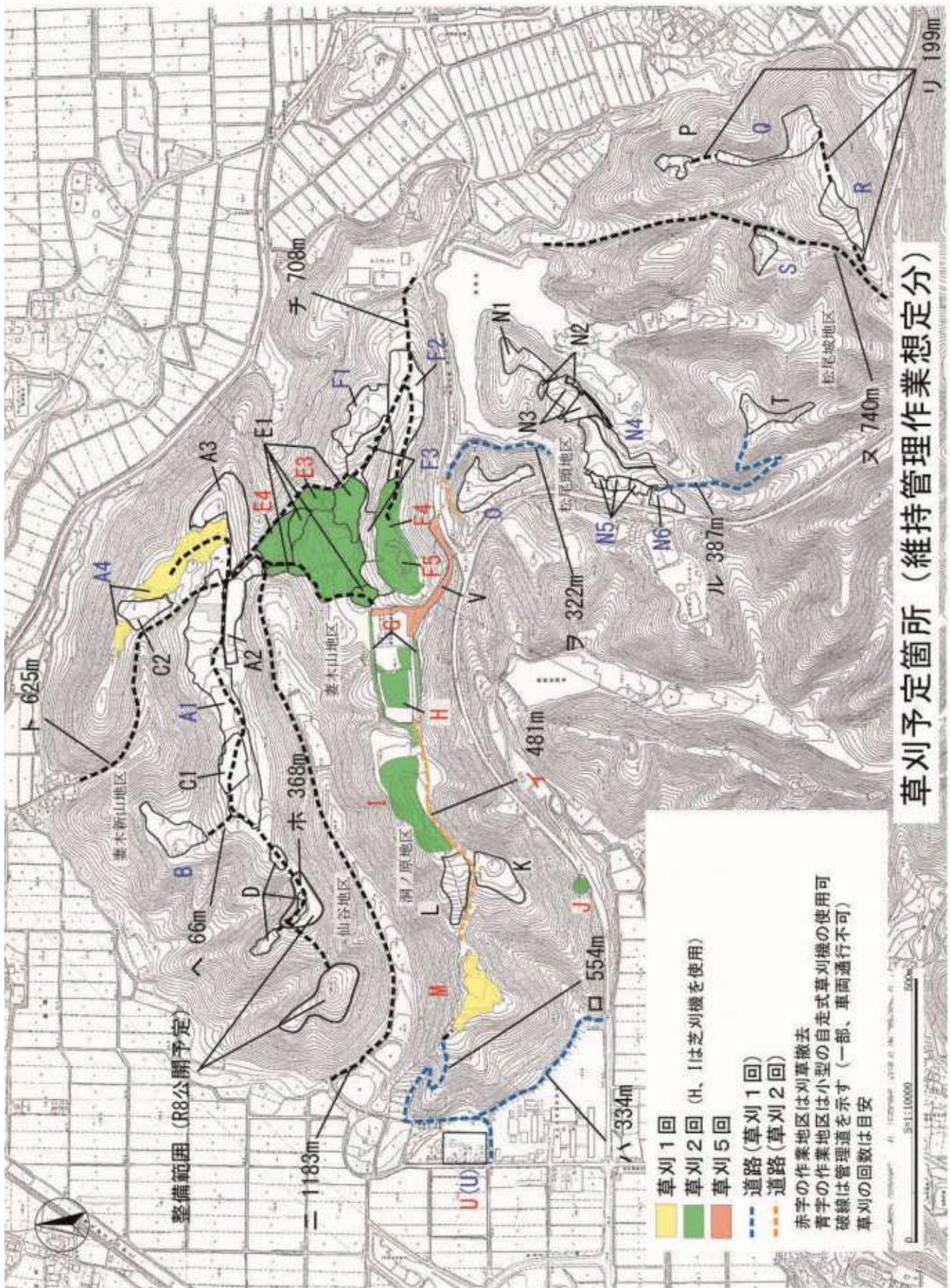
地区名(※①)	作業面積 (m2)	専門業者に委託					維持管理作業					合計			
		延べ面積	撤去処 分面積	芝	撤去	回数	延べ面積	撤去処 分面積	芝	撤去	回数	延べ面積	撤去処 分面積	回数	
A1	妻木新山2区 ※②	25,207	50,414	-			2	-	-				50,414	-	2
A2	妻木新山 弥生の森西側	3,400	6,800	-			2	-	-				6,800	-	2
A3	妻木新山 弥生の森東側	5,500	11,000	-			2	-	-				11,000	-	2
A4	妻木新山 虫の森東・西側 ※②	13,281	26,562	-			2	13,281	-			1	39,843	-	3
B	妻木新山 木の実の森北側 ※②	5,782	5,782	-			1	-	-				5,782	-	1
C1	妻木新山 木の実の森	2,900	8,700	-			3	-	-				8,700	-	3
C2	妻木新山 虫の森	2,922	8,766	-			3	-	-				8,766	-	3
D	仙谷2・3・5号墓 および周辺	1,120	3,360	-			3	-	-				3,360	-	3
E1	妻木山 道具の森・ 遮蔽林等	7,900	23,700	-			3	15,800	-			2	39,500	-	3
E2	妻木山 弥生のムラ	17,704	35,408	35,408		○	2	35,408	35,408		○	2	70,816	70,816	4
E3	妻木山 弥生のムラ周辺	2,360	4,720	4,720		○	2	4,720	-			2	9,440	4,720	4
E4	妻木山 弥生のムラ周辺	3,880	7,760	7,760		○	2	7,760	7,760		○	2	15,520	15,520	4
F1	妻木山 弥生のムラ周辺 ※②	4,251	8,502	-			2	-	-				8,502	-	2
F2	妻木山 弥生のムラ周辺 ※②	13,827	27,654	-			2	-	-				27,654	-	2
F3	妻木山 弥生のムラ周辺	7,940	15,880	-			2	-	-				15,880	-	2
F4	妻木山発掘体感 ひろば周辺	7,894	15,788	15,788		○	2	15,788	15,788		○	2	31,576	31,576	4
F5	妻木山発掘体感 ひろば	2,240	4,480	4,480	○	○	2	4,480	4,480	○	○	2	8,960	8,960	4
G	多目的広場周辺	2,652	5,304	5,304		○	2	5,304	5,304		○	2	10,608	10,608	4
H	多目的広場 ※芝刈機使用	5,430	10,860	10,860	○	○	2	10,860	10,860	○	○	2	21,720	21,720	4
I	洞ノ原東側丘陵 ※芝刈機使用	8,000	16,000	16,000	○	○	2	16,000	16,000	○	○	2	32,000	32,000	4
J	晩田山31号墳 周辺	628	1,256	1,256		○	2	-	-				1,256	1,256	2
K	晩田山17号墳 周辺	6,526	13,052	-			2	-	-				13,052	-	2
L	洞ノ原斜面部	4,874	9,748	-			2	-	-				9,748	-	2
M	洞ノ原西側丘陵	7,600	15,200	15,200		○	2	7,600	7,600		○	1	22,800	22,800	3
N1	松尾頭2区周辺	3,448	3,448	-			1	-	-				3,448	-	1
N2	松尾頭2区	1,460	1,460	-			1	-	-				1,460	-	1
N3	松尾頭7・8区	5,553	5,553	-			1	-	-				5,553	-	1
N4	松尾頭3区 ※②	13,550	13,550	-			1	-	-				13,550	-	1
N5	松尾頭4～6区 ※②	2,588	2,588	-			1	-	-				2,588	-	1

地区名(※①)		作業面積 (m ²)	専門業者に委託					維持管理作業					合計		
			延べ面積	撤去処 分面積	芝	撤去	回数	延べ面積	撤去処 分面積	芝	撤去	回数	延べ面積	撤去処 分面積	回数
N6	松尾頭9区 ※②	2,000	2,000	-			1	-	-				2,000	-	1
O	松尾頭1区 ※②	6,712	6,712	-			1	-	-				6,712	-	1
P	松尾城3区	3,110	3,110	-			1	-	-				3,110	-	1
Q	松尾城2区 ※②	7,215	7,215	-			1	-	-				7,215	-	1
R	松尾城1区 ※②	5,336	5,336	-			1	-	-				5,336	-	1
S	松尾城4区 ※②	2,702	2,702	-			1	-	-				2,702	-	1
T	松尾城7区	4,246	4,246	-			1	-	-				4,246	-	1
U	遺物収蔵庫 ※②	5,000	5,000	5,000		○	1	-	-				5,000	5,000	1
V	進入路周辺	3,360	-	-			-	16,800	16,800		○	5	16,800	16,800	5
小計		230,098	399,616	121,776				153,801	120,000				553,417	241,776	
イ	道路 平均刈幅2m	962	2,886	2,886		○	3	1,924	1,924		○	2	4,810	4,810	5
ロ	道路 平均刈幅2m	1,108	3,324	-			3	1,108	-			1	4,432	-	4
ハ	道路 平均刈幅2m	668	-	-			-	668	-			1	668	-	1
ニ	道路 平均刈幅2m	2,366	4,732	-			2	-	-				4,732	-	2
ホ	道路 平均刈幅2m	736	2,208	-			3	-	-				2,208	-	3
ヘ	道路 平均刈幅2m	132	264	-			2	-	-				264	-	2
ト	道路 平均刈幅2m	1,250	2,500	-			2	-	-				2,500	-	2
チ	道路 平均刈幅2m	1,416	2,832	-			2	-	-				2,832	-	2
リ	道路 平均刈幅2m	398	796	-			2	-	-				796	-	2
ヌ	道路 平均刈幅2m	1,480	2,960	-			2	-	-				2,960	-	2
ル	道路 平均刈幅2m	774	-	-			-	774	-			1	774	-	1
ヲ	道路 平均刈幅2m	644	-	-			-	644	-			1	644	-	1
小計		11934	22,502	2,886				5,118	1,924				27,620	4,810	
合計		242,032	422,118	124,662				158,919	121,924				581,037	246,586	

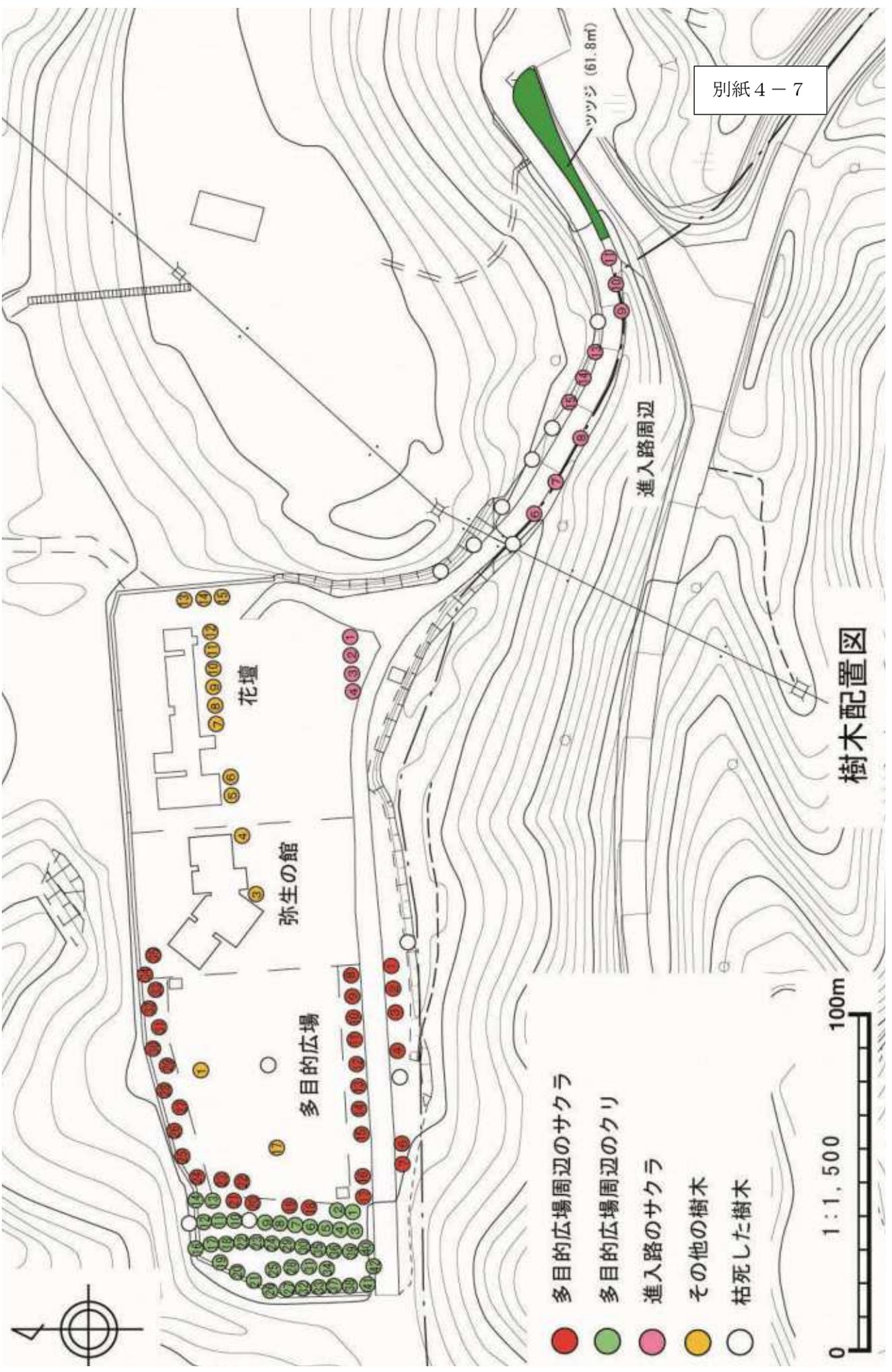
※①：地区名のアルファベットは別紙4-4、4-5「草刈予定箇所」に対応

※②：小型自走式刈払機使用可









樹木配置図

樹木の幹周（サクラ 令和5年2月時点）

進入路のサクラ				多目的広場周辺のサクラ			
樹種	No	幹周 (cm)	備考	樹種	No	幹周 (cm)	備考
サクラ	1	160		サクラ	1	80	24, 24, 30
サクラ	2	177		サクラ	2	48	21, 23, 26
サクラ	3	157		サクラ	3	64	
サクラ	4	191		サクラ	4	90	
サクラ	5	74		サクラ	5	82.6	枯死
サクラ	6	80		サクラ	6	150	100, 100
サクラ	7	102		サクラ	7	124	
サクラ	8	70		サクラ	8	67	43, 53
サクラ	9	57		サクラ	9	50	30, 30
サクラ	10	49		サクラ	10	40	10, 13
サクラ	11	85		サクラ	11	105	53, 73
サクラ	12	57	枯死	サクラ	12	117	38, 40, 57, 70
サクラ	13	84		サクラ	13	123	32, 36, 40, 42, 45, 58
サクラ	14	57		サクラ	14	22	
サクラ	15	85		サクラ	15	42	
サクラ	16	48	枯死	サクラ	16	70	
サクラ	17	64	枯死	サクラ	17	32	
サクラ	18	86	枯死	サクラ	18	66	12, 18, 27
サクラ	19	58	枯死	サクラ	19	40	10, 14, 18
サクラ	20	54	枯死	サクラ	20	46	
				サクラ	21	47	
				サクラ	22	38	26, 28
				サクラ	23	104	49, 50, 63
				サクラ	24	220	54, 58, 72, 104, 110
				サクラ	25	221	56, 73, 79, 83
				サクラ	26	148	
				サクラ	27	179	45, 63, 68, 75, 80
				サクラ	28	201	49, 62, 69, 84, 89, 95
				サクラ	29	128	63, 96
				サクラ	30	184	55, 61, 104, 128
				サクラ	31	179	33, 45, 59, 73, 78
				サクラ	32	172	
				サクラ	33	98	
				サクラ	34	182	57, 96, 116
				サクラ	35	114	48, 50, 53

幹周は70cmの高さで計測。70cm地点で幹が複数分かれている場合は、分かれていない部分の最も高い位置で計測。この場合、70cm地点の複数の幹の径 (cm) を備考に記載している。

樹木の幹周（その他 令和5年2月時点）

多目的広場周辺のクリ				その他の樹木			
樹種	No	幹周 (cm)	備考	樹種	No	幹周 (cm)	備考
クリ	1	48		クスノキ	1	125	
クリ	2	54		ケヤキ	2	49	枯死
クリ	3	64		ケヤキ	3	72	
クリ	4	35		シラカシ	4	101	
クリ	5	46		シラカシ	5	48	
クリ	6	35		スダジイ	6	57	
クリ	7	58		シラカシ	7	52	
クリ	8	62		スダジイ	8	44	
クリ	9	46		シラカシ	9	39	
クリ	10	143		スダジイ	10	75	
クリ	11	100	35, 48, 58	シラカシ	11	50	
クリ	12	96	41, 65	スダジイ	12	64	
クリ	13	110	25, 37, 53	シラカシ	13	70	
クリ	14	156	40, 61, 75	コナラ	14	89	
クリ	15	36	枯死	スダジイ	15	93	
クリ	16	136	58, 124	モモ	16	10	枯死
クリ	17	71		アラカシ	17	42	
クリ	18	65	43, 45				
クリ	19	120					
クリ	20	97					
クリ	21	96					
クリ	22	57					
クリ	23	67					
クリ	24	76	40, 42				
クリ	25	71					
クリ	26	225					
クリ	27	150	49, 50, 64				
クリ	28	105	40, 72				
クリ	29	50					
クリ	30	58	30, 37				
クリ	31	57					
クリ	32	180	84, 94, 110				
クリ	33	170	74, 79, 89				
クリ	34	80					
クリ	35	52					
クリ	36	56					
クリ	37	107					
クリ	38	85					
クリ	39	50					
クリ	40	60					
クリ	41	90					
クリ	42	63					

サクラ	その他	幹周
1	0	30cm未満
12	20	30cm以上60cm未満
11	16	60cm以上90cm未満
7	10	90cm以上120cm未満
17	9	120cm以上
48	55	

むきばんだ史跡公園 芝生・樹木等管理業務内容(平成31年度実績)

	区分	項目	時期	目的	内容(同等品可)	使用	作業区域内訳	
						薬剤量	植栽区域	面積・本数・立米
通常作業	芝生管理	肥料散布2回	6月	生長の促進及び夏焼け防止	肥料(芝化成3号)を20g/m2散布	329kg	多目的広場	約5,430m2
			9~10月	休眠前に養分を蓄えさせる	肥料(芝化成3号)を20g/m2散布	329kg	花壇	約130m2
		除草剤散布3回	6月	雑草を枯殺	土壌処理剤(ダブルアップDG)を50g/1000m2散布	822g	洞ノ原地区	約8,000m2
			9~10月	広葉雑草の生長を抑制	土壌処理剤(ダブルアップDG)を50g/1000m2散布	822g	仙谷・松尾頭墳丘墓	約640m2
					茎葉処理剤(シバゲンドライフロアブル)を20g/1000m2散布	329g	妻木山地区	約2,240m2
					展着剤(ベタリン)を500cc/1000L使用	1.7L		
			3月	イネ科雑草の生長を抑制	土壌処理剤(ディクトラン乳剤)を150cc/1000m2散布	2.5L	合計	約16,440m2
		殺菌剤散布2回	6月	芝のラージパッチ病対策	トップグラスフロアブルを1Kg/1000m2散布	17kg		
			9~10月		トップグラスフロアブルを1Kg/1000m2散布	17kg		
		裸地部管理	除草剤散布2回	6月	広範囲の雑草を枯殺	茎葉処理剤(サンフーロン)を1.5L/1000m2散布	3L	記念植樹の植栽地及び裸地部
	3月			スギナ・ツユクサを枯殺	茎葉処理剤(2-4-Dアミン塩)を300cc/1000m2散布	600ml		
					展着剤(ベタリン)を500cc/1000L使用	200cc		
	樹木管理	施肥3回	6月	生長の促進	油かす等(有機肥料)を100g/m2散布	67kg	進入路周辺、多目的広場、弥生の館周辺花壇	サクラ55本、クリ42本、モモ1本、クスノキ1本、コナラ1本、ケヤキ2本、シラカシ6本、スダジイ5本
			9~10月		油かす等(有機肥料)を100g/m2散布	67kg		
12月~3月			油かす等(有機肥料)を100g/m2散布		67kg			
病害虫駆除3回		6月	チャドクガ、アメリカシロヒトリ等病害虫の駆除	樹木の病害虫駆除(トレボン乳剤 2000倍希釈)	700cc		同上、ツツジ寄植	
		9~10月		樹木の病害虫駆除(トレボン乳剤 2000倍希釈)	700cc			
		8月	・モンクロシャチホコの駆除	樹木の病害虫駆除(トレボン乳剤 2000倍希釈)	405cc	進入路周辺、多目的広場	サクラ55本	
特隔別年作		区分	項目	時期	目的	内容	使用	作業区域内訳
	砂量						植栽区域	面積

	芝生管理	目土散布	6月	・芝生の地下茎の保護	・芝生の地下茎保護のため陸砂（粗砂）を厚さ3mm程度散布	41m ³	多目的広場、洞ノ原地区	約13,430m ² （約5,430+約8,000m ² ）
--	------	------	----	------------	------------------------------	------------------	-------------	--

史跡公園活用促進業務仕様書

『国史跡妻木晩田遺跡 整備活用基本計画』の「第3部 整備活用基本計画 第6章 活用の場の提供に関する計画」及び『国史跡青谷上寺地遺跡 整備活用基本計画（詳細化）報告書』の「第IV章 活用基本計画 第3節 活用計画」における関連部分に基づく活用等事業の実施について、鳥取県と連携すると共に、その一部を指定管理者が企画、運営し、サービスの提供を実施すること（○：鳥取県が主要な部分を担い、指定管理者が運営補助を行う業務、△：指定管理者が担う業務、▲：鳥取県の監修の下、指定管理者が運営する業務）。

なお、県の主催事業に関する運営補助には、会場準備（会場設営・資料等配布など）や広報等情報発信（ポスター・チラシの作成及び配布、SNS等での周知や配信）等があり、所長等と役割分担について事前に協議するものとする。

1 「とっとり弥生の王国情報創造」に係る活用等事業

とっとり弥生の王国におけるむきばんだ史跡公園の取り組み全般に関する情報発信・集客

△ Web ページの制作と運営、情報発信

△ Facebook、Twitter、YouTube、Instagram、Google Map を活用した情報発信

△ 史跡公園の広告及び各種イベントのポスター、チラシ、リーフレット等の作成

△ その他情報発信等に係る業務

2 「弥生文化を体感する」に係る活用等事業

弥生の“ものづくり” “なりわい” “食” “アート” “交流”などをテーマとする体感プログラムに基づく体験等メニューの提供、講座の運営等を行うこと。史跡公園内で実施することを基本とするが、史跡公園の普及、集客を期する催しの場合は、所長等と事前に協議の上、史跡公園外でも実施すること。

△ 一般向け体験等メニューの提供

火起こし、勾玉づくり、土器づくり、鏡づくり、編みカゴづくり、発掘体験など常時実施できる定番の体験メニューの提供及び県が開発したむきばんだ史跡公園オリジナル体験メニューの提供を行うこと。さらにオリジナル体験メニューの企画・提供を行うこと。

原則として体験に必要な用具等は指定管理者が準備することとするが、現在、むきばんだ史跡公園で使用している用具等の利用は許可する。ただし、それらの用具等が消耗・破損した場合には、適宜、補填すること。体験に必要な消耗品等は体験メニューの参加者に負担を求められることができるが、その場合の購入金額や体験料などは、他の類似施設の事例などから適切に設定すること。

▲ 県が行う調査研究の成果等を踏まえて行う講座等

「弥生のものづくり講座」（一般向け体験講座）の企画と運営

「弥生の森講座」（「むきばんだの森」を活用した体験講座）の企画と運営

3 「弥生文化と地域に学び、楽しむ」に係る活用等事業

△ 史跡公園及び周辺地域の文化、文化財、名所、旧跡等に関する解説

開園日には、定時解説及び来場者の求めに応じて逐次解説が行える体制を整えること。また、来場者からの事前予約を受け付け対応すること。

解説に対応する体制は指定管理者の職員とボランティアにより組織するものとし、ボランティアについては県が支援、養成している「妻木晩田遺跡ボランティアガイドの会」の人材を活用すること。

○ 県が主催する土曜講座、ジュニア考古学教室、女子考古部の運営補助（経費負担を含む）

- 県が主催するシンポジウム・企画展示等の運営補助（経費負担を含む）
- 県が主催する専門的な学びの提供に関する講座等の運営補助（経費負担を含む）
- 県が行う教育関係機関等との連携に関する支援・補助（経費負担を含む）
- 史跡公園の環境整備に係るワークショップ等の活動の支援・補助（経費負担を含む）

4 「史跡を活かした地域振興」に係る活用等事業

- 史跡公園に係るボランティア活動に参画する意欲をもつ地域住民等の支援
指定管理者は、「妻木晩田遺跡ボランティアガイドの会」と連携するとともに、県が支援、養成するボランティアスタッフ等、史跡公園における活動への参加を希望する地域住民等を積極的に受け入れ、その活動を支援することとし、来園者への解説や案内、障がいのある来園者へのサポート、体験事業やイベント等の活動にボランティアスタッフを運用すること。
なお、ボランティアスタッフの活動にあたってはボランティア保険に加入し、スタッフであることを示す被服を支給又は貸与するとともに、活動の実態に合わせて謝金を支給すること。
- △ 地域連携による「むきばんだ日和」、「むきばんだフェスタ」の開催
米子・大山地域の地元団体と連携して、ゴールデンウィーク期間に「むきばんだ日和」、秋季に「むきばんだフェスタ」を企画・運営してイベントを開催すること。
- △ 地場産業や周辺文化施設との連携
各活用等事業を実施するにあたり、地場産業や周辺の文化施設等との連携を図るとともに、共催事業の開催など、地域振興に繋がる取組を積極的に展開すること。

5 「観光資源としての活用」に係る活用等事業

- △ 県・市の観光連盟等と連携によるエージェントへの情報発信
年間10社以上を対象とすること。
- △ 観光商品の企画、提案（売り込み）
年間5社以上を対象とすること。
- △ 県内外の類似施設や観光施設との連携
青谷かみじち史跡公園をはじめとした各施設等と積極的に関係を構築し、とっとり弥生の王国各事業に係る情報発信などの充実をはかること。